

第 1 章 就 劳

図1-1-1は、ひとり親世帯になる前の雇用形態について尋ねた結果です。

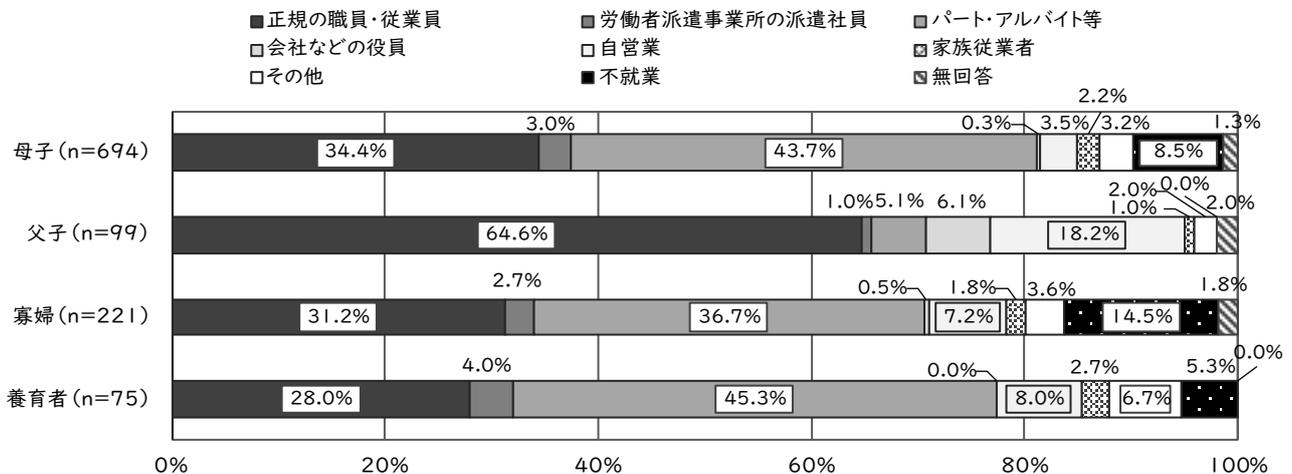
母子世帯では、「パート・アルバイト等」の割合が43.7%と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」の割合が34.4%となっています。「パート・アルバイト等」に「労働者派遣事業所の派遣社員」(3.0%)を合わせると46.7%となり、母子世帯では半数近くが非正規雇用で働いていたことがわかります。他方、父子世帯では、「正規の職員・従業員」の割合が64.6%と最も多く、「会社などの役員」の6.1%と合わせると約7割が正規雇用に就いていたことがわかります。また、父子世帯では「自営業」が18.2%と高い割合を占めています。

寡婦世帯と養育者世帯についても、母子世帯と同様に「パート・アルバイト等」が最も多くそれぞれ36.7%と45.3%となっており、非正規雇用の割合が高い傾向にあります。

図1-1-2では母子世帯について、ひとり親世帯になる前の就業形態を2021年全国調査と比較しています。全国では「不就業」が20.1%であるのに対して、沖縄県では「不就業」が8.5%にとどまり、沖縄県のほうが就業率が高いことがわかります。また就業している場合の就業形態では、沖縄県と全国ともに「パート・アルバイト等」が最も多くなっています。

図1-1-3では父子世帯について、ひとり親世帯になる前の就業形態を全国と比較しています。「正規の職員・従業員」の割合が、沖縄県では64.6%であり、全国の71.2%と比べて低くなっています。

図1-1-1 あなたがひとり親世帯になる前の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください



全国比較

図1-1-2 【母子】あなたがひとり親世帯になる前の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください

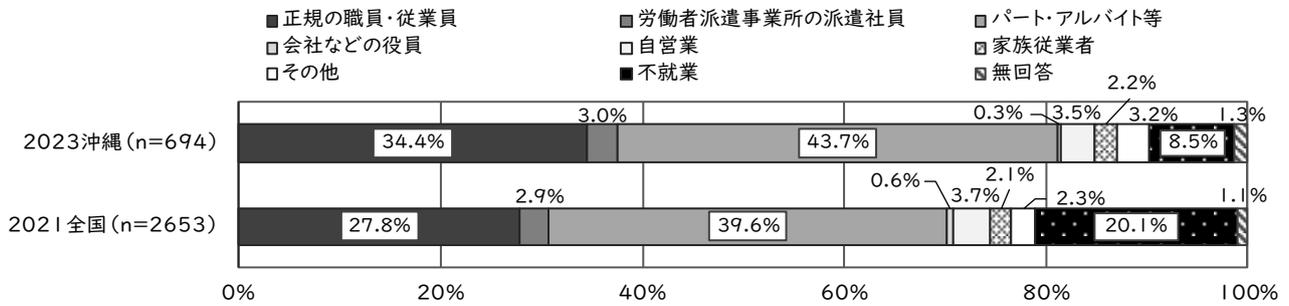


図1-1-3 【父子】あなたがひとり親世帯になる前の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください

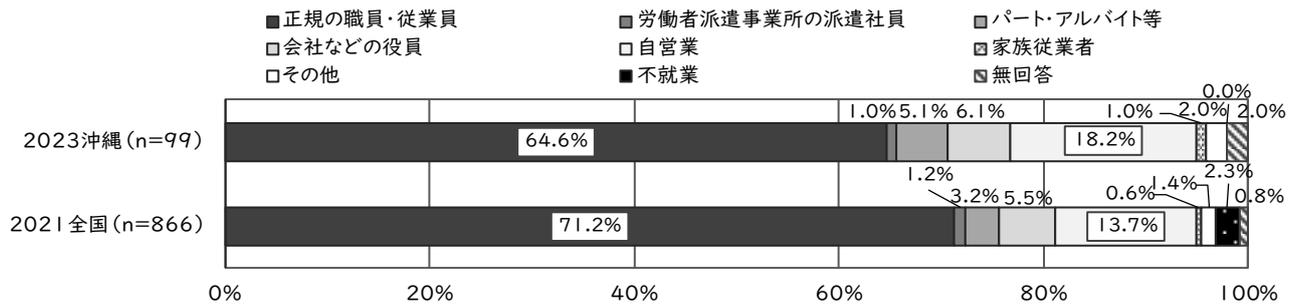


図1-2-1から図1-2-3は、ひとり親世帯になった前後で就労状況に変化があったかを尋ねた結果です。経年比較できるように、前回の2018年沖縄県調査も合わせて示しています。

図1-2-1の2023年の母子世帯について見てみると、「仕事や働き方に変化があった」と回答した割合が67.6%を占めており、「同じ仕事で同じ働き方を続けた」という回答は26.5%となっています。2018年の結果と比較してもそれほど大きな違いはなく、母子世帯の約3分の2がひとり親世帯になったことで就労状況を変えていることがわかります。

図1-2-2の2023年の父子世帯では、「仕事や働き方に変化があった」が47.5%、「同じ仕事で同じ働き方を続けた」が49.5%となっており、おおよそ半々で分かれています。2018年の結果と比較すると就労状況に変化があった割合は減少しています。

図1-2-3の寡婦世帯について見ると、母子世帯と同じような傾向が見られ、2023年では「仕事や働き方に変化があった」が60.6%、「同じ仕事で同じ働き方を続けた」が29.9%となっています。2018年と比較すると就労状況に変化があった割合が増加しています。

経年比較

図1-2-1【母子】ひとり親世帯になった前後で、仕事や働き方に変化はありましたか

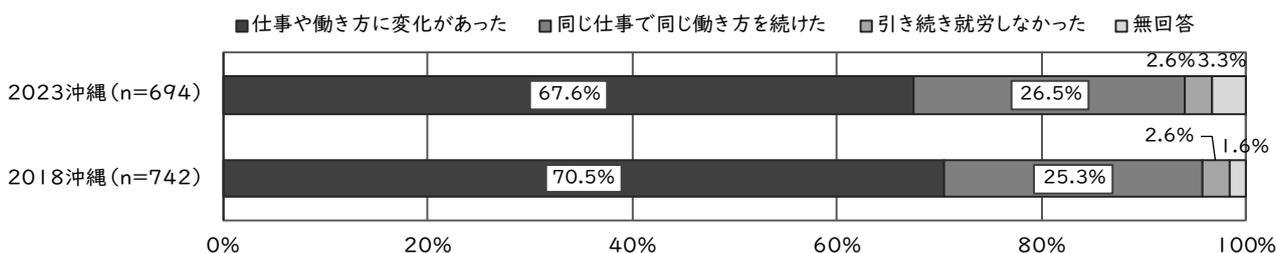


図1-2-2【父子】ひとり親世帯になった前後で、仕事や働き方に変化はありましたか

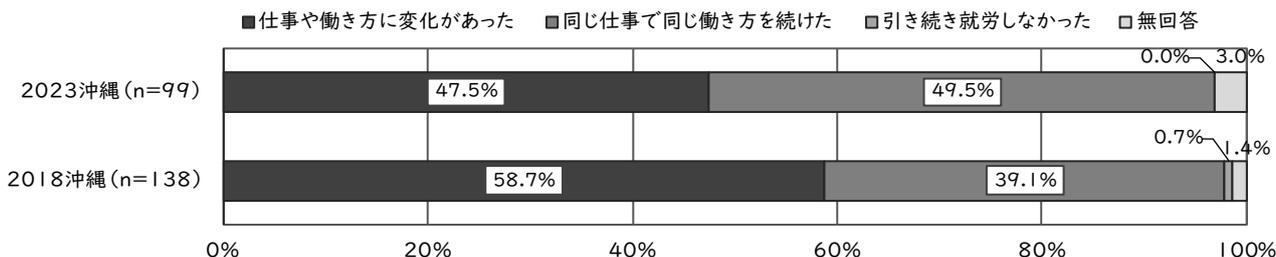
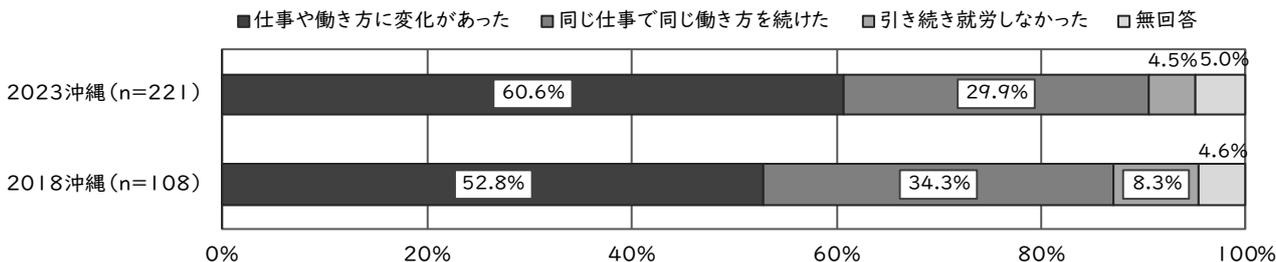


図1-2-3【寡婦】寡婦世帯になった前後で、仕事や働き方に変化はありましたか



仕事の変化の内容

図1-2-4から図1-2-6は、「仕事や働き方に変化があった」と回答した方にひとり親世帯になった前後での仕事や働き方が具体的にどのように変わったのか尋ねた結果です。それぞれ前回の2018年沖縄県調査との経年比較も行っています。

図1-2-4の母子世帯について見ると、今回の調査では「勤務時間を増やした」という回答が25.2%で最も多くなっています。他にも「無職だったが仕事を始めた」が20.5%、「パート・臨時から、常勤に変わった」が20.0%、「収入の多い仕事へ転職した」が19.4%、「仕事の数を増やした」が16.2%と就労時間や収入を増やすための仕事の変化が多くなっています。また2018年と比較すると、今回の調査では「無職だったが仕事を始めた」が7.6ポイント減少する一方、「勤務時間を増やした」が4.4ポイント増加しています。これは、女性の就業率が高まってきているなかで、ひとり親世帯になる以前から就業している母親が増えているからだと考えられます。

図1-2-5の父子世帯では、「勤務時間を減らした」という回答が31.9%で最も多くなっています。次いで「常勤から、パート・臨時に変わった」と「仕事の数を減らした」と回答した割合がともに17.0%となっており、母子世帯とは対照的に、父子世帯では就労時間を減らすために仕事や働き方を変えていることがわかります。また、2018年と比較すると、「収入の多い仕事へ転職した」が19.8%から6.4%に減少し、「勤務時間を増やした」が7.4%から2.1%へ減少しています。やはり父子世帯では、収入の増加よりも就労時間の減少を優先する傾向が強まっていると言えます。

図1-2-6の寡婦世帯では、母子世帯と同様の傾向が見られ、「収入の多い仕事へ転職した」が26.9%、「勤務時間を増やした」が24.6%、「パート・臨時から、常勤に変わった」が22.4%、「仕事の数を増やした」が20.1%と、就労時間や収入を増やすための仕事の変化が多くなっています。2018年との比較でも、「無職だったが仕事を始めた」が9.4ポイント減少する一方、「パート・臨時から、常勤に変わった」が6.6ポイント増加、「収入の多い仕事へ転職した」が5.8ポイント増加、「仕事の数を増やした」が6.1ポイント増加しており、母子世帯と同様に、寡婦世帯でも無職から就労するのではなく、就労を続けながら仕事を変えて就労時間や収入を増やしている世帯が増加していることがわかります。

経年比較

図1-2-4 【母子】ひとり親世帯になった前後での、お仕事の変化の内容を教えてください(複数選択)

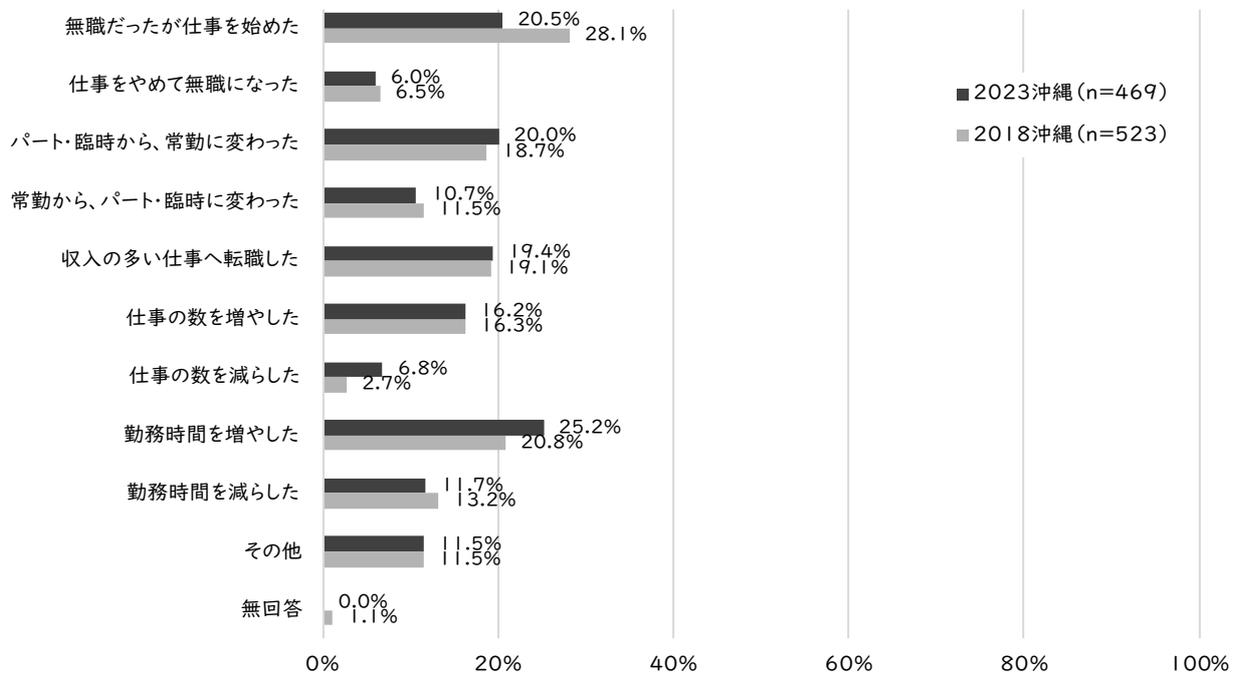


図1-2-5 【父子】ひとり親世帯になった前後での、お仕事の変化の内容を教えてください(複数選択)

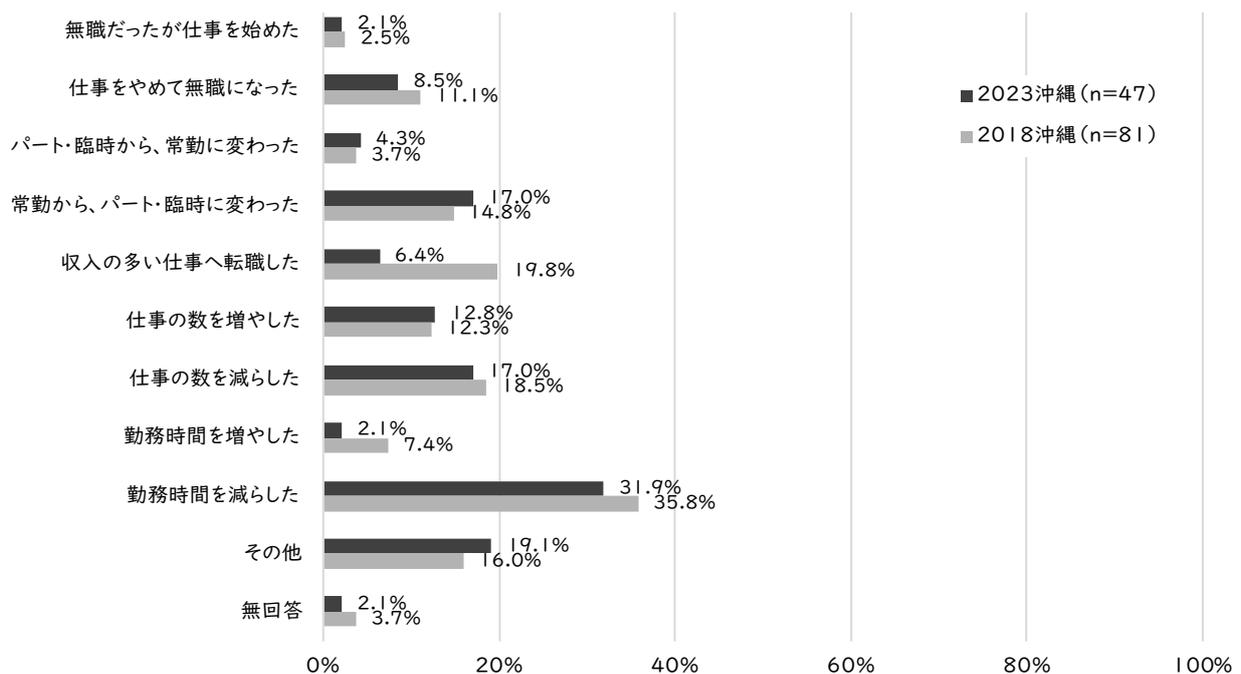
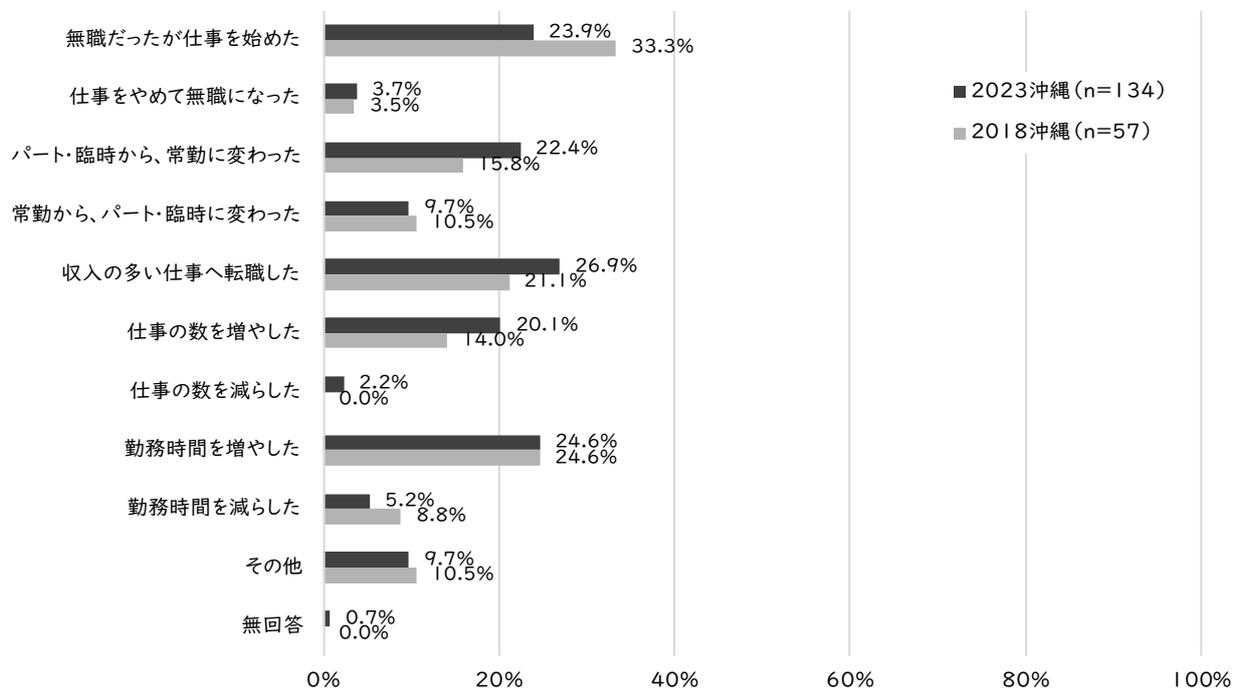


図1-2-6【寡婦】寡婦世帯になった前後での、お仕事の変化の内容を教えてください(複数選択)

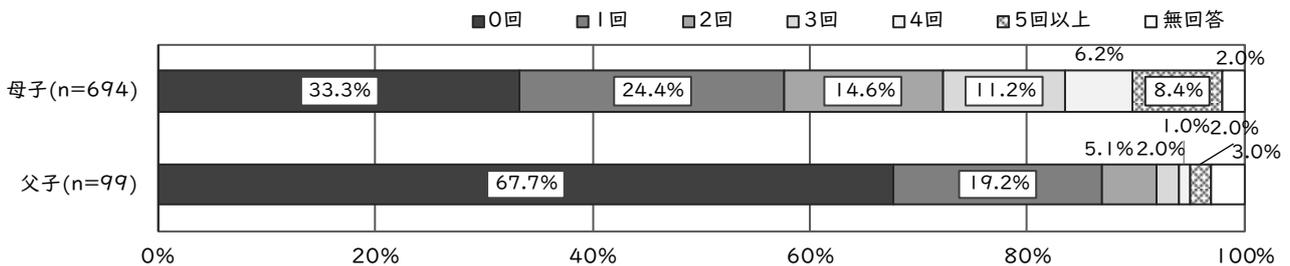


転職の回数

図1-2-7では、ひとり親世帯になった後の転職回数を尋ねています。転職を経験していない「0回」の割合を見ると、父子世帯では67.7%を占めているのに対して、母子世帯では33.3%にとどまり、母子世帯のほうが転職を経験していることがわかります。また、転職回数についても、母子世帯では転職を複数回経験している割合が高く、「2回」から「5回以上」をすべて合わせると40.4%にもなります。

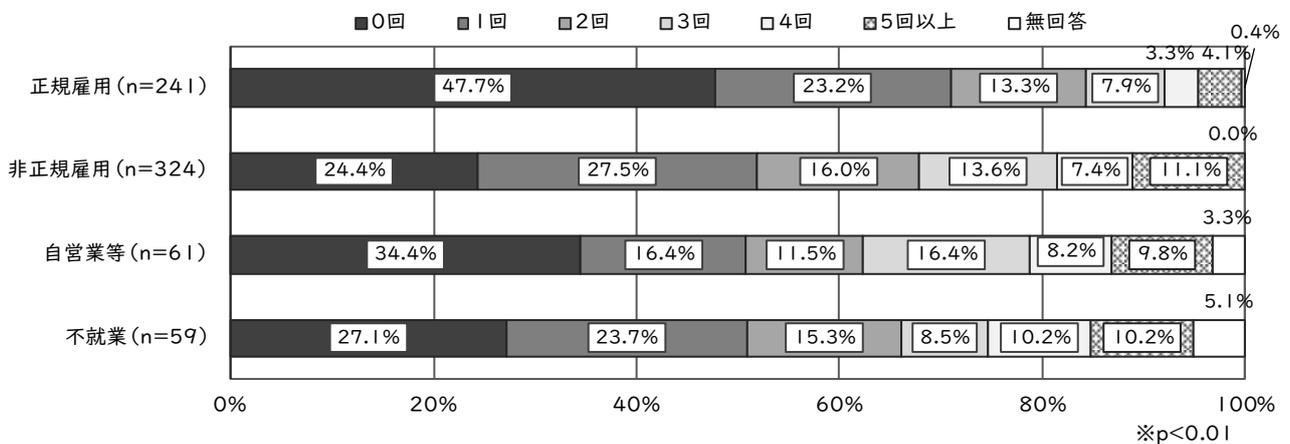
図1-2-8では母子世帯について、ひとり親世帯になる前の就業形態によって転職回数に違いがあるかを見ています。ここでは、「正規雇用」「非正規雇用」「自営業等」「不就業」の4つの区分で違いを見ています。「正規雇用」では、「0回」が47.7%と最も多くなっていますが、「非正規雇用」では、「0回」は24.4%にとどまり、転職経験のある割合が高くなっています。合計すると「非正規雇用」の75.6%が転職を経験しており、2回以上転職している割合でも48.1%と半数近くに達します。正規雇用よりも非正規雇用のほうが、望ましい仕事を探して転職していることがわかります。「自営業等」では、「0回」の割合が34.4%で、非正規雇用よりは転職経験が少なくなっていますが、やはり正規雇用よりは転職経験の割合と回数が多くなっています。「不就業」については、非正規雇用と似た傾向にあり、「0回」の割合が27.1%で、転職を経験している割合は合計で67.9%に達します。

図1-2-7 あなたは、ひとり親世帯になって以降、何回転職をしましたか



ひとり親世帯になる前の就業形態別

図1-2-8 【母子】ひとり親世帯になる前の就業形態 × ひとり親世帯になって以降の転職回数



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した

第3節 現在の就業形態

図1-3-1は、現在の就労状況について尋ねた結果です。

母子世帯について見ると、「正規の職員・従業員」が45.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が31.0%となっています。先に図1-1-1で見たように、ひとり親世帯になる以前には母子世帯では「パート・アルバイト等」が最も多く「正規の職員・従業員」を上回っていましたが、その後転職経験を経て正規雇用で働く母親が増えていることがわかります。

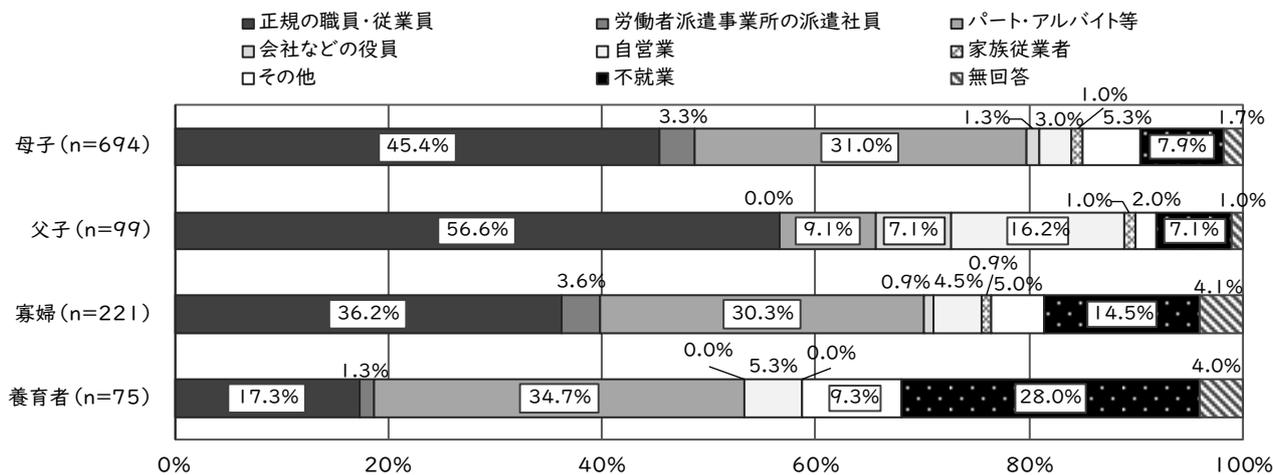
他方、父子世帯では、現在「正規の職員・従業員」として働く割合が最も多く56.6%となっていますが、ひとり親世帯になる以前と比べるとその割合が少し減少しています（「正規の職員・従業員」はひとり親世帯になる前よりも8.0ポイント減少していますが、「不就業」は0%から7.1%へ増加しているため、就業者のなかでの「正規の職員・従業員」の割合で考えた場合には、減少幅はもう少し小さくなります）。

寡婦世帯では、「正規の職員・従業員」が36.2%で最も多く、母子世帯と同様に、ひとり親世帯になる以前と比べて正規雇用で就労する割合が増えています。

養育者世帯については、「パート・アルバイト等」が34.7%で最も多く、次いで「不就業」が28.0%となっています。ひとり親世帯になる以前と比べると「不就業」が多いことが目立ちますが、これは年齢による退職が主な原因だと考えられます。

図1-3-2と図1-3-3では、母子世帯と父子世帯の現在の就労状況をそれぞれ2021年全国調査と比較しています。図1-3-2の母子については、沖縄県と全国でそれほど目立った違いはありません。図1-3-3の父子世帯について見ると、沖縄県では「正規の職員・従業員」の割合が全国よりも5.6ポイント少なく、「パート・アルバイト等」の割合が全国よりも5.1ポイント高くなっています。

図1-3-1 あなたの現在の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください



全国比較

図1-3-2【母子】あなたの現在の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください

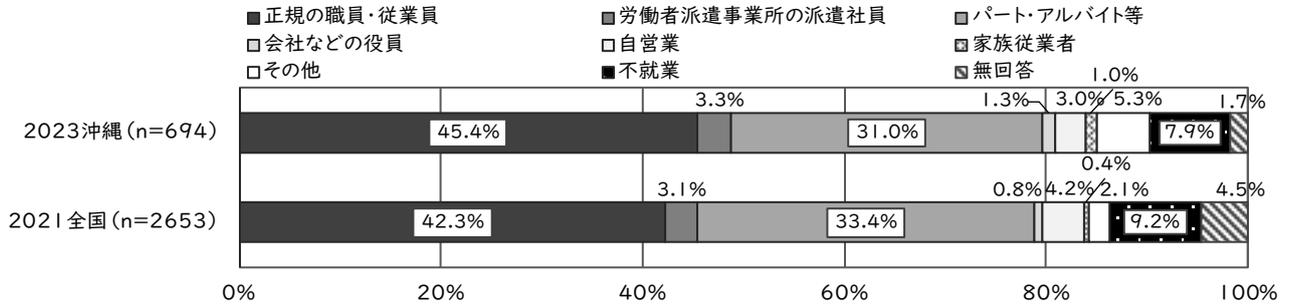
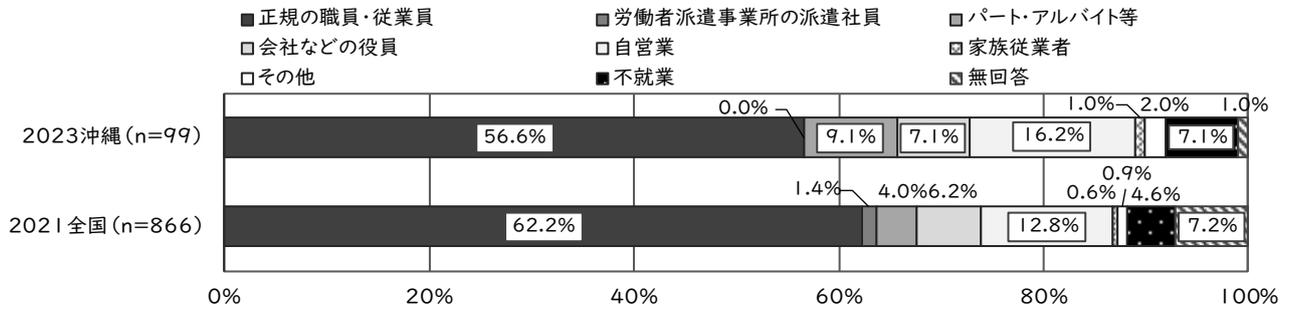


図1-3-3【父子】あなたの現在の雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください



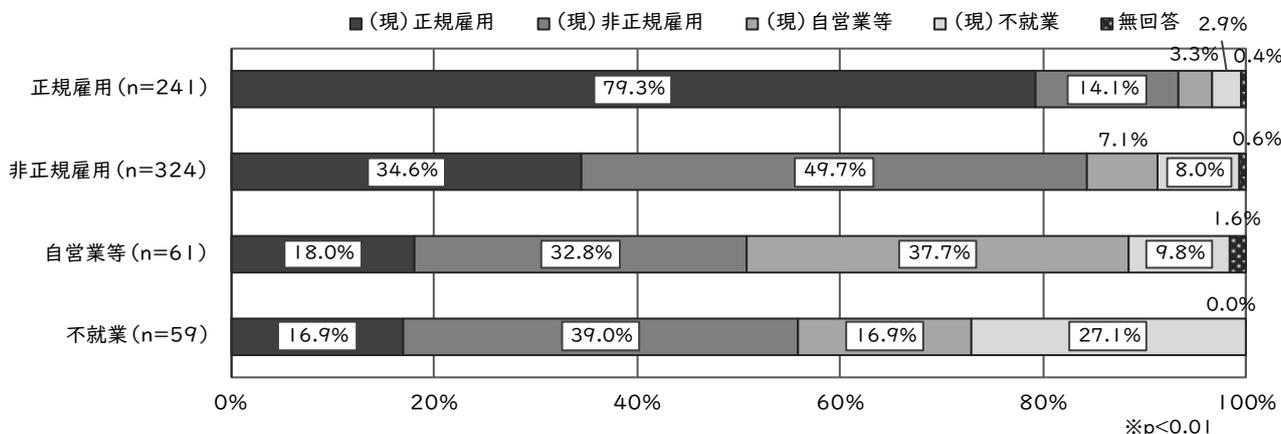
ひとり親世帯になる前の就業形態 × 現在の就業形態

図1-3-4と図1-3-5は、母子世帯と父子世帯について、ひとり親世帯になる前の就業形態と現在の就業形態の関係を見たものです。

図1-3-4の母子世帯について見ると、まずひとり親世帯になる以前に正規雇用で働いていた場合には、79.3%が現在も正規雇用で働いており、14.1%が現在非正規雇用として働いています。他方、ひとり親世帯になる以前に非正規雇用で働いていた場合には、34.6%が現在正規雇用で働いていますが、49.7%は現在も非正規雇用で働いています。また、ひとり親世帯になる以前に自営業等で働いていた場合や不就業であった場合には、現在正規雇用で働いている割合はそれぞれ18.0%と16.9%とさらに低くなり、それと比べて現在非正規雇用で働いている割合はそれぞれ32.8%と39.0%と高くなっています。図1-3-1でも見たように、母子世帯ではひとり親世帯になった後で、転職を経て現在正規雇用になっている割合は全体的には増えていますが、以前に正規雇用であったかそうでないかによって現在正規雇用で働いている割合に大きな差があると言えます。

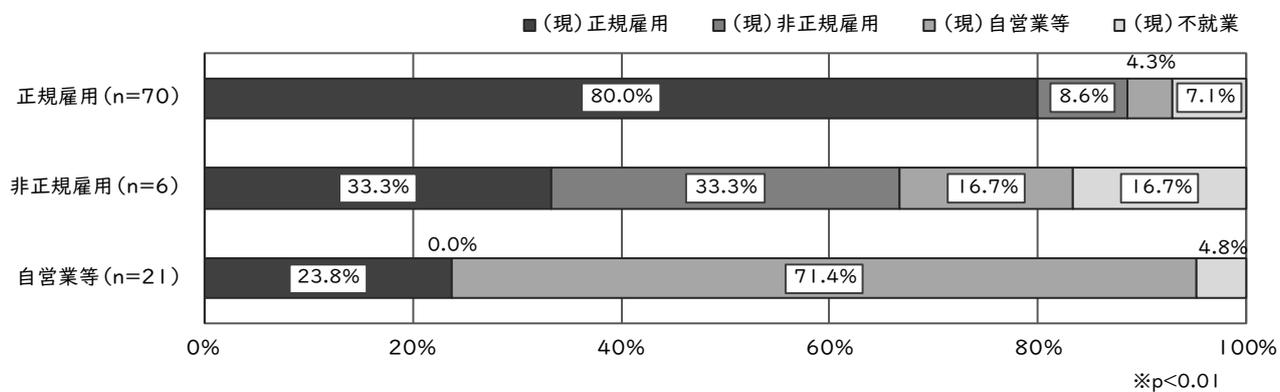
図1-3-5の父子世帯についても、ひとり親世帯になる以前に正規雇用で働いていた場合には、80.0%が現在も正規雇用で働いています。それ以外では、現在8.6%が非正規雇用で、4.3%が自営業等で働き、7.1%が不就業となっています。また、回答者数が少ないですが、ひとり親世帯になる以前に非正規雇用で働いていた場合について見ると、現在正規雇用で働いている割合が33.3%、非正規雇用で働いている割合が同じく33.3%、自営業等で働いている割合が16.7%となっています。ひとり親世帯になる以前に自営業等として働いていた場合については、71.4%が現在も自営業等として働いており、現在正規雇用で働いている割合は23.8%となっています。ただ、現在非正規雇用で働いている割合は0%となっているため、以前に自営業等として働いていて雇用労働に転職した場合には、正規雇用に行くことができていると言えます。

図1-3-4 【母子】ひとり親世帯になる前の就業形態 × 現在の就業形態



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した

図1-3-5 【父子】ひとり親世帯になる前の就業形態 × 現在の就業形態



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した

※ひとり親世帯になる前の就業形態で「不就業」の方はいなかった。また、クロス集計において現在の就業形態で「無回答」の方はいなかった

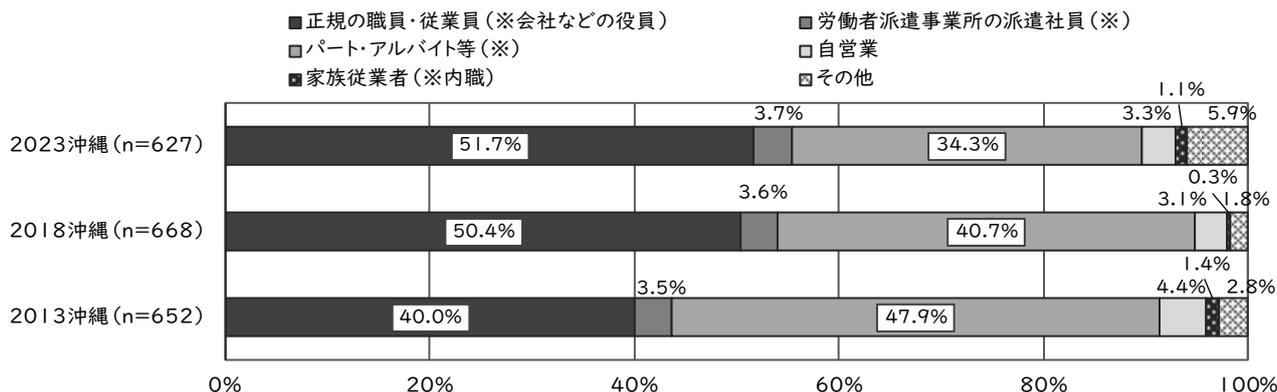
経年比較

図1-3-6と図1-3-7では、母子世帯と父子世帯の現在の就労状況について経年変化を見ています。質問の仕方が少し異なるため注意が必要ですが、変化の傾向は読み取ることができます。

図1-3-6の母子世帯については、「正規の職員・従業員」の割合が2013年沖縄県調査の40.0%から2018年沖縄県調査の50.4%へ、さらに2023年には51.7%へと増加を続けていますが、2013年から2018年の間に10.4ポイント増加したのと比べると2018年から2023年の間は1.3ポイントの増加にとどまっています。他方で「パート・アルバイト等」の割合は、2013年の47.9%から2018年の40.7%に減少し、さらに2023年には34.3%まで減少し続けています。

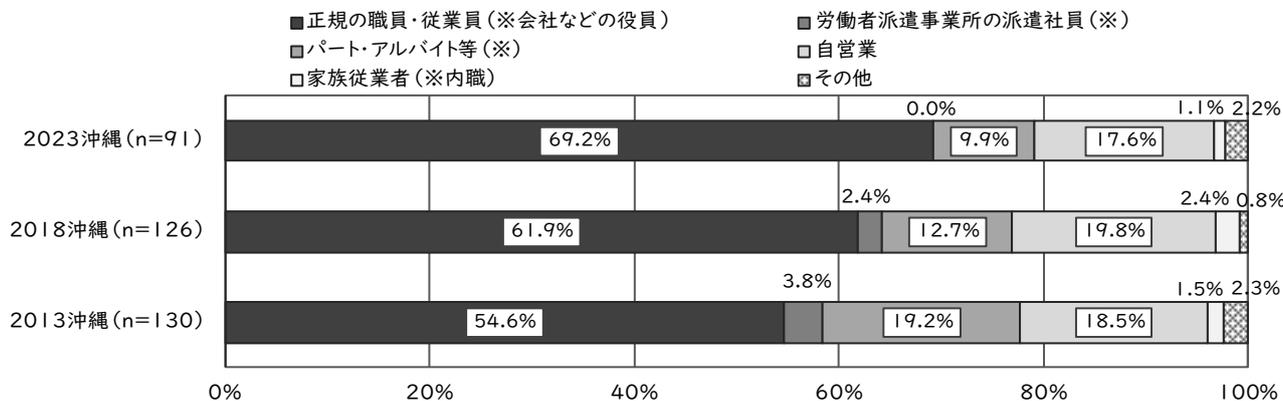
図1-3-7の父子世帯では、「正規の職員・従業員」の割合が2013年の54.6%から、2018年の61.9%、2023年の69.2%へと増加しています。「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト等」が減少していますので、非正規雇用が減少して正規雇用として就労する父親が増えてきていることがわかります。

図1-3-6 【母子】現在の雇用形態



※それぞれの年度で選択肢が異なるため、「会社などの役員」は「正規の職員・従業員」に、「内職」は「家族従業員」にまとめて集計した。また、2013年、2018年沖縄県調査の「派遣社員(労働者派遣事業所)」は「労働者派遣事業所の派遣社員」として、「パート・アルバイト・臨時職」は「パート・アルバイト等」として、「家族事業者」は「家族従業員」として比較している

図1-3-7 【父子】現在の雇用形態



※それぞれの年度で選択肢が異なるため、「会社などの役員」は「正規の職員・従業員」に、「内職」は「家族従業員」にまとめて集計した。また、2013年、2018年沖縄県調査の「派遣社員(労働者派遣事業所)」は「労働者派遣事業所の派遣社員」として、「パート・アルバイト・臨時職」は「パート・アルバイト等」として、「家族事業者」は「家族従業員」として比較している

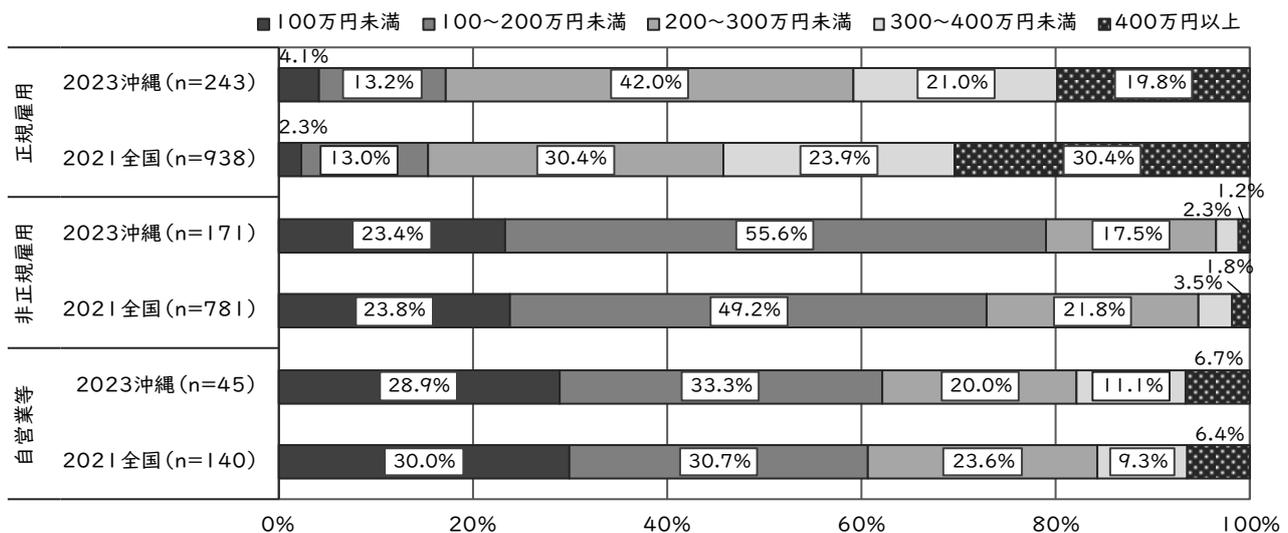
就業形態 × 年間就労収入（全国比較）

図1-3-8と図1-3-9では、就業形態別の就労収入を2021年全国調査と比較しています。

図1-3-8の母子世帯について見ると、沖縄県の正規雇用では、「200～300万円未満」の割合が42.0%と最も多く、300万円未満をすべて合計すると59.3%と約6割を占めています。他方、全国の正規雇用では、300万円未満の合計は45.7%で沖縄県よりも低くなり、「300～400万円未満」と「400万円以上」の割合がいずれも沖縄県よりも高くなっています。非正規雇用では、「100万円未満」の割合は全国と沖縄県でそれほど違いませんが、「100～200万円未満」の割合が、全国の49.2%に対して沖縄県は55.6%と高くなっています。自営業等については、全国と沖縄県の比較ではあまり大きな違いはありません。ただ、正規・非正規雇用と比べて「100万円未満」の割合が全国でも沖縄県でも高く約3割を占めています（これはおそらく家族従業者が含まれているからだと考えられます）。

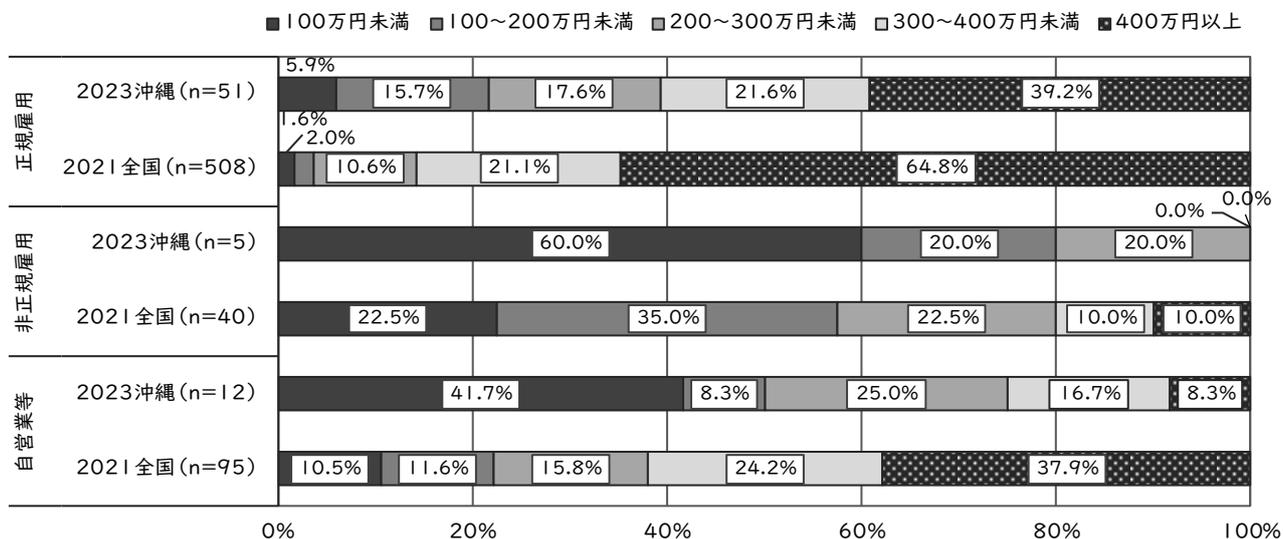
図1-3-9の父子世帯では、どの就業形態でも全国と比べて沖縄県の就労収入がかなり低くなっています。正規雇用では、300万円未満の割合を合計すると、全国14.2%に対して沖縄県は39.2%にもなります。比較的安定した収入を得ている「400万円以上」の割合で比較しても、全国の64.8%に対して沖縄県は39.2%と低く、沖縄県では正規雇用であっても低所得に分布がかたよっていることがわかります。非正規雇用では、「100万円未満」の割合が全国の22.5%に対して沖縄県は60.0%と非常に高くなっており、やはり非正規雇用でも全国よりも沖縄県のほうが所得が低い傾向が見られます。自営業等でも、沖縄県では「100万円未満」の割合が41.7%と非常に高く、300万円未満の割合の合計は75.0%となっています。全国では300万円未満の割合の合計は37.9%であるため、自営業等についても、全国よりも沖縄県のほうが所得の低さが目立つ結果となっています。

図1-3-8【母子】就業形態 × 年間就労収入



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用に、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用に、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した

図1-3-9【父子】就業形態 × 年間就労収入



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した

図1-4-1は、現在就業している仕事の内容を尋ねた結果です。仕事の内容の区分は2021年全国調査で用いられた区分に従っています。

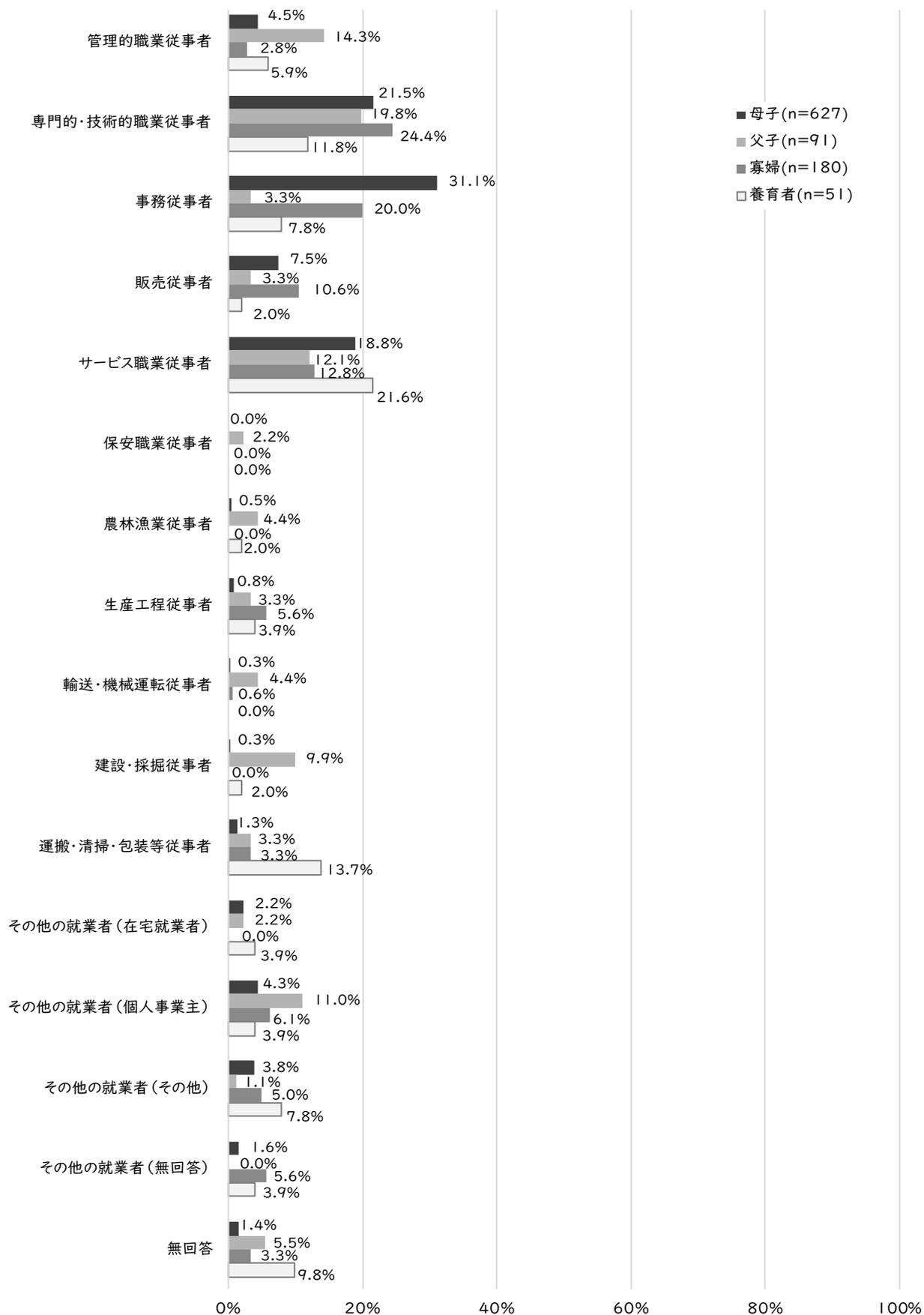
母子世帯について見ると、「事務従事者」31.1%、「専門的・技術的職業従事者」21.5%、「サービス職業従事者」18.8%の3つが大きな割合を占めています。特に「事務従事者」の割合が、父子世帯と比べても目立って高くなっています。

父子世帯については、「専門的・技術的職業従事者」が19.8%で最も多く、次いで「管理的職業従事者」が14.3%となっており、その他にも「サービス職業従事者」12.1%と「その他の就業者（個人事業主）」11.0%の割合が高くなっています。

寡婦世帯については、母子世帯と同様に、「専門的・技術的職業従事者」24.4%、「事務従事者」20.0%、「サービス職業従事者」12.8%の3つの割合が高くなっていますが、母子世帯と比べると「事務従事者」と「サービス職業従事者」の割合が低くなっています。

養育者世帯については、「サービス職業従事者」が21.6%で最も多く、次いで「運搬・清掃・包装等従事者」が13.7%、「専門的・技術的職業従事者」が11.8%と多くなっています。

図1-4-1 あなたの主な仕事にあてはまるもの1つに○をつけてください



全国比較

図1-4-2と図1-4-3では、母子世帯と父子世帯の仕事の内容を2021年全国調査と比較しています。

図1-4-2の母子世帯について見ると、「管理的職業従事者」の割合が全国の1.5%に対して沖縄県は4.5%、「事務従事者」の割合が全国の22.8%に対して沖縄県は31.1%と、ともに沖縄県のほうが高くなっています。他方で、「生産工程従事者」の割合が全国の7.5%に対して沖縄県では0.8%と低くなっており、製造業の比重が低い沖縄経済の特徴があらわれています。

図1-4-3の父子世帯では、「管理的職業従事者」の割合が全国の8.9%に対して沖縄県は14.3%、「サービス職業従事者」の割合が全国の8.9%に対して沖縄県は12.1%、「その他の就業者（個人事業主）」の割合が全国の5.8%に対して沖縄県は11.0%と、いずれも沖縄県のほうが高くなっています。

図1-4-2【母子】あなたの主な仕事にあてはまるもの1つに○をつけてください

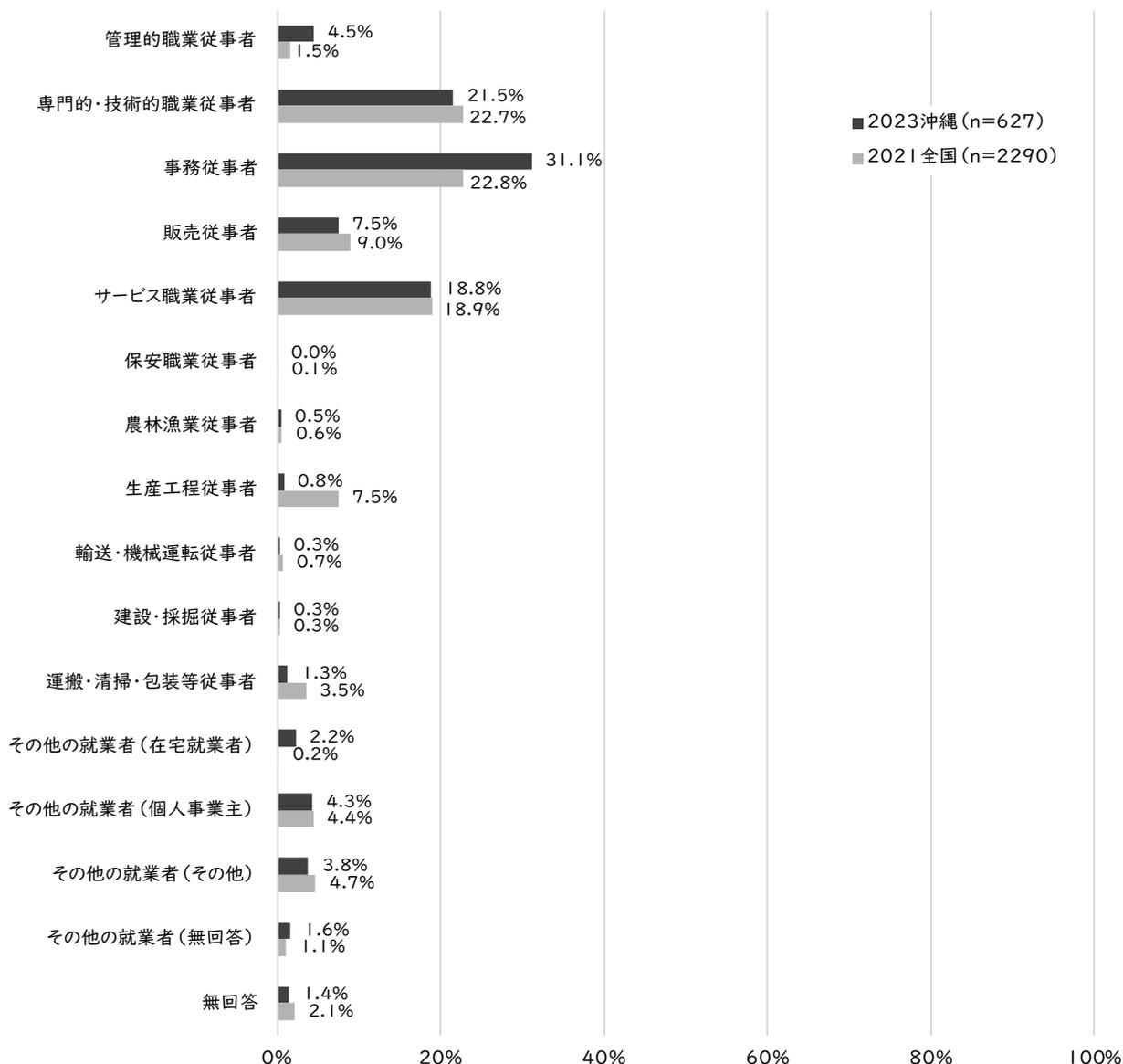
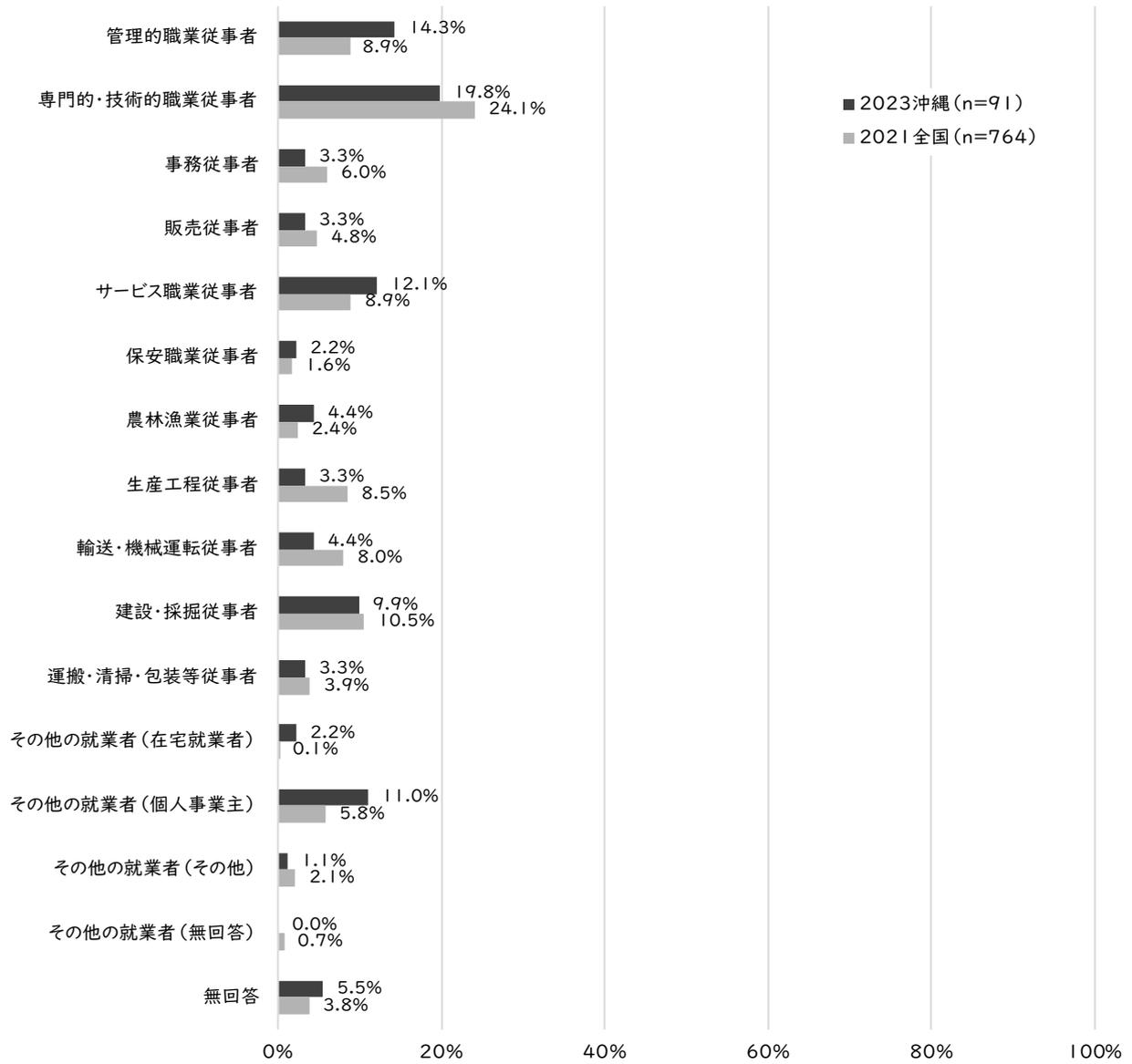


図1-4-3 【父子】あなたの主な仕事にあてはまるもの1つに○をつけてください

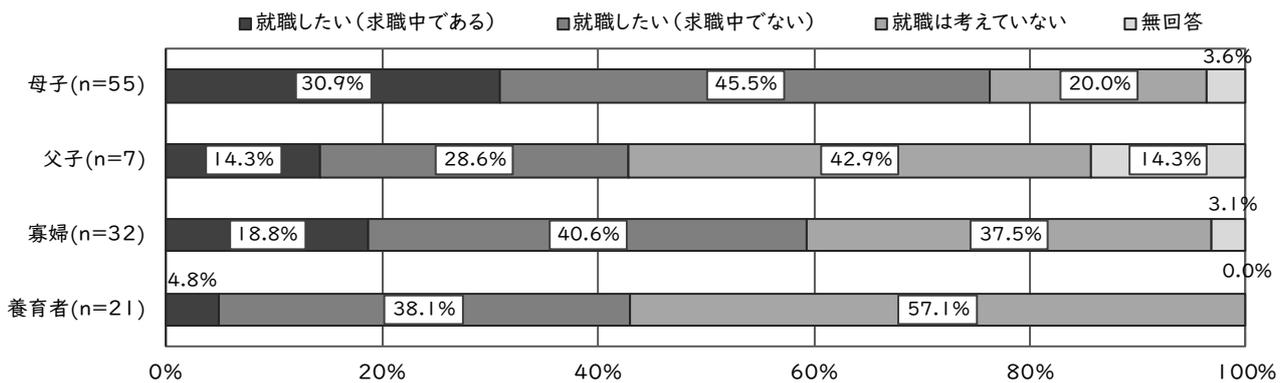


第5節 就職していない理由

図1-5-1は、44 ページで示した図1-3-1において、現在「不就業」と回答した方に、就職希望について尋ねた結果です。母子世帯では、「就職したい」と回答した割合は、「就職したい(求職中である)」30.9%と「就職したい(求職中でない)」45.5%を合わせて76.4%になります。父子世帯については、回答者数が少ないため、参考程度になりますが、「就職したい」と回答した割合は、「就職したい(求職中である)」14.3%と「就職したい(求職中でない)」28.6%を合わせて42.9%になり、「就職は考えていない」と同じ割合になります。寡婦世帯と養育者世帯では、「就職したい(求職中である)」と「就職したい(求職中でない)」を合わせて、それぞれ59.4%と42.9%が就職を希望しています。

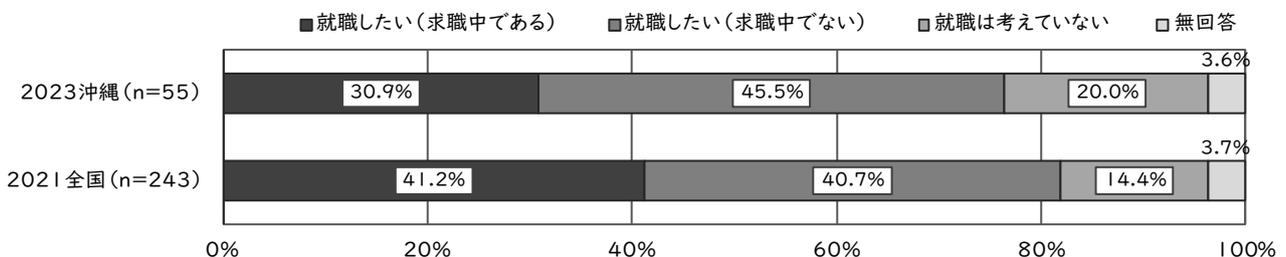
図1-5-2では、母子世帯の就職希望を2021年全国調査と比較しています。「就職したい(求職中である)」の割合は、全国の41.2%と比べて沖縄県が30.9%と10.3ポイント低くなっており、「就職したい(求職中でない)」の割合は、全国の40.7%と比べて沖縄県が45.5%と4.8ポイント高くなっています。全体として、就職を希望する割合は、全国よりも沖縄県が少し低いことがわかります。

図1-5-1 あなたには就職する希望がありますか



全国比較

図1-5-2 【母子】あなたには就職する希望がありますか

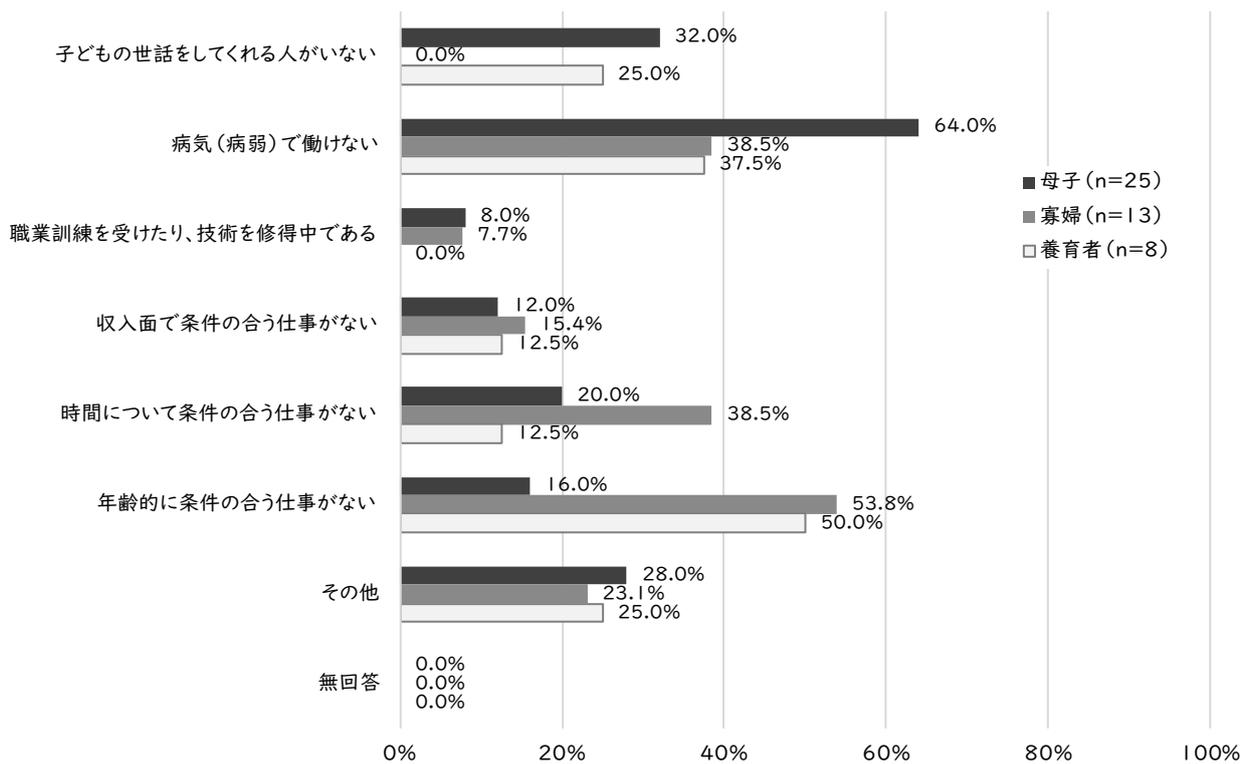


就職していない(就業できない)理由

図1-5-3は、「就職したい(求職中でない)」と回答した方に、就職していない理由(複数回答)を尋ねた結果です。父子世帯は回答者数が少ないため省略しています。母子世帯では、「病気(病弱)で働けない」が64.0%で最も多く、次いで「子どもの世話をしてくれる人がいない」が32.0%となっています。寡婦世帯と養育者世帯では、「年齢的に条件の合う仕事がない」がそれぞれ53.8%と50.0%で最も多く、次いで「病気(病弱)で働けない」がそれぞれ38.5%と37.5%となっています。また、寡婦世帯では「時間について条件の合う仕事がない」も38.5%と多くなっています。

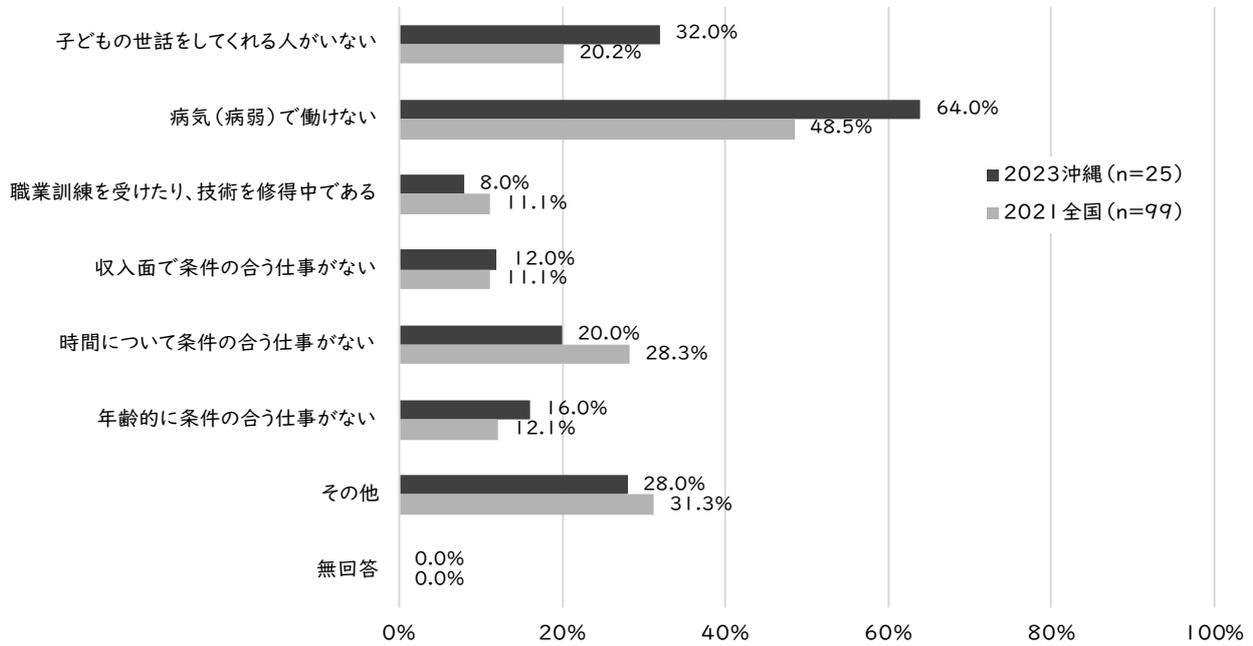
図1-5-4では、母子世帯の就職していない理由を2021年全国調査と比較しています。沖縄県では、「病気(病弱)で働けない」と「子どもの世話をしてくれる人がいない」の割合が全国と比べて高くなっており、「時間について条件の合う仕事がない」の割合が全国よりも低くなっています。

図1-5-3 就職していない(就業できない)理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください



全国比較

図1-5-4【母子】就職していない(就業できない)理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください

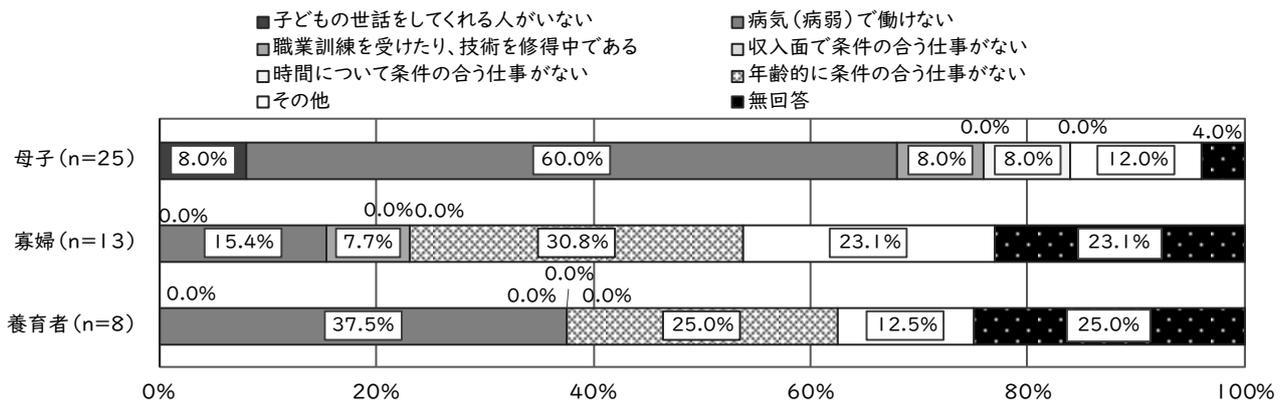


就職していない(就業できない)理由のうち、もっとも大きな理由

図1-5-5は、就職していない最も大きな理由(1つのみ回答)を尋ねた結果です。父子世帯については、回答者数が少ないため省略しています。母子世帯では、「病気(病弱)で働けない」の割合が60.0%を占めて最も多くなっています。寡婦世帯では、「年齢的に条件の合う仕事がない」の割合が30.8%で最も多く、本人が働ける状態であったとしてもなかなか自分の条件に合った仕事を見つけるのが難しいことがうかがえます。養育者世帯では、「病気(病弱)で働けない」が37.5%で最も多くなっています。

図1-5-6では、母子世帯について、就職していない最も大きな理由を2021年全国調査と比較しています。全国と沖縄県ともに、「病気(病弱)で働けない」の割合が約6割を占めており、基本的な傾向は同じだといえますが、「職業訓練を受けたり、技術を修得中である」の割合が全国の4.0%に対して沖縄県は8.0%と高くなっています。

図1-5-5 就職していない(就業できない)理由のうち、もっとも大きな理由を選んでください



全国比較(母子世帯)

図1-5-6 【母子】就職していない(就業できない)理由のうち、もっとも大きな理由を選んでください

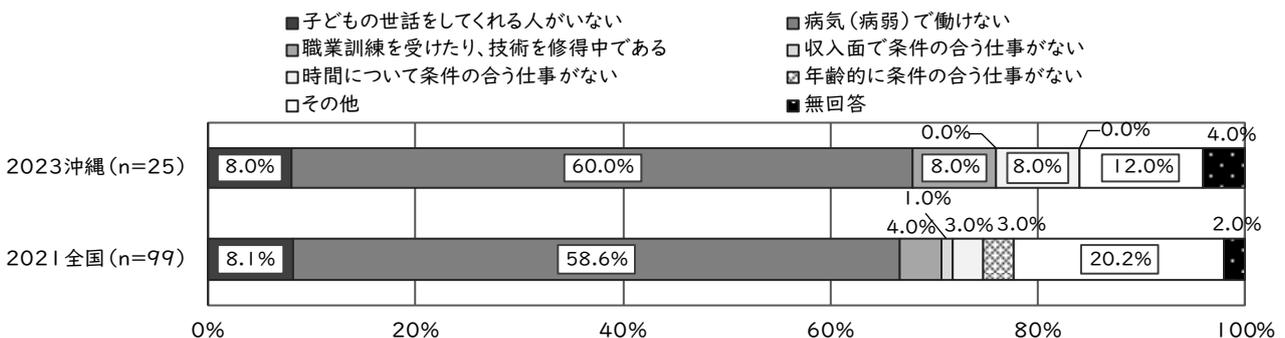


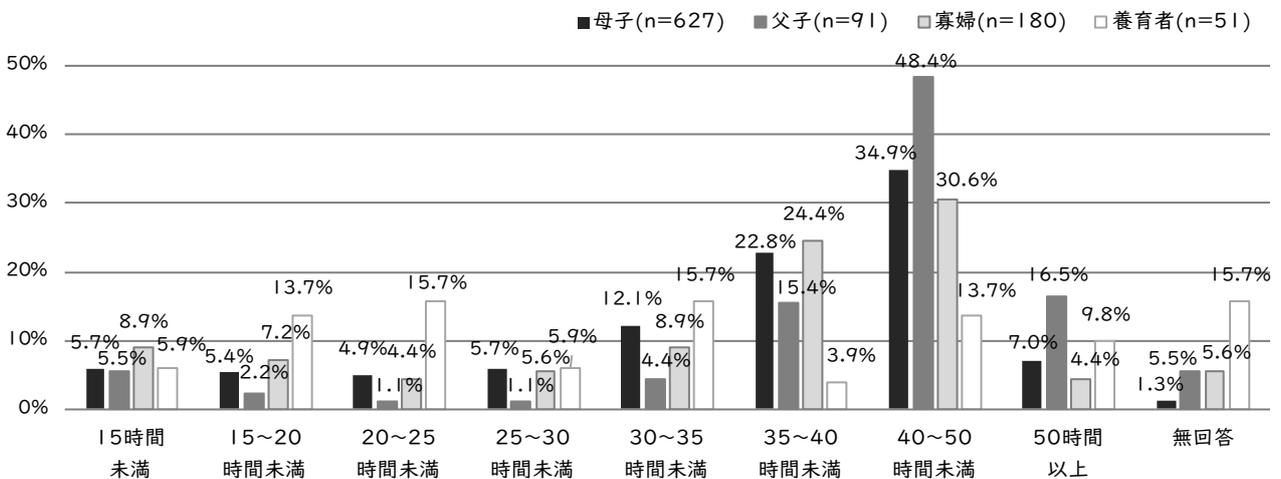
図1-6-1は、1週間の就業時間を尋ねた結果です。

まず母子世帯と父子世帯を比較しながら見ていくと、ともに「40～50 時間未満」の割合が最も高くなっていますが、母子世帯の34.9%と比べて父子世帯が48.4%と高くなっています。また「50時間以上」の割合でも、母子世帯が7.0%に対して父子世帯が16.5%と高くなっています。他方、「35～40時間未満」や「30～35時間未満」の割合では、父子世帯よりも母子世帯が高くなっており、母子世帯では40時間未満の働き方をしている割合が父子世帯よりも高いことがわかります。こうした母子世帯と父子世帯の就業時間の違いは、44ページに示した図1-3-1で見たように、正規雇用の割合が高い父子世帯と比べて母子世帯ではパート・アルバイト等の非正規雇用の割合が高いためだと考えられます。

寡婦世帯については、母子世帯と似た傾向が見られ、「40～50時間未満」の割合が30.6%で最も高く、「35～40時間未満」や「30～35時間未満」の割合も高くなっています。

養育者世帯については、「15～20時間未満」が13.7%、「20～25時間未満」が15.7%と就業時間の短い養育者世帯が一定数いる一方で、「40～50時間未満」が13.7%、「50時間以上」が9.8%と就業時間が長い養育者世帯もいることがわかります。

図1-6-1 1週間の就業時間を教えてください



第7節 帰宅時間

図1-7-1では、帰宅時間について尋ねています。

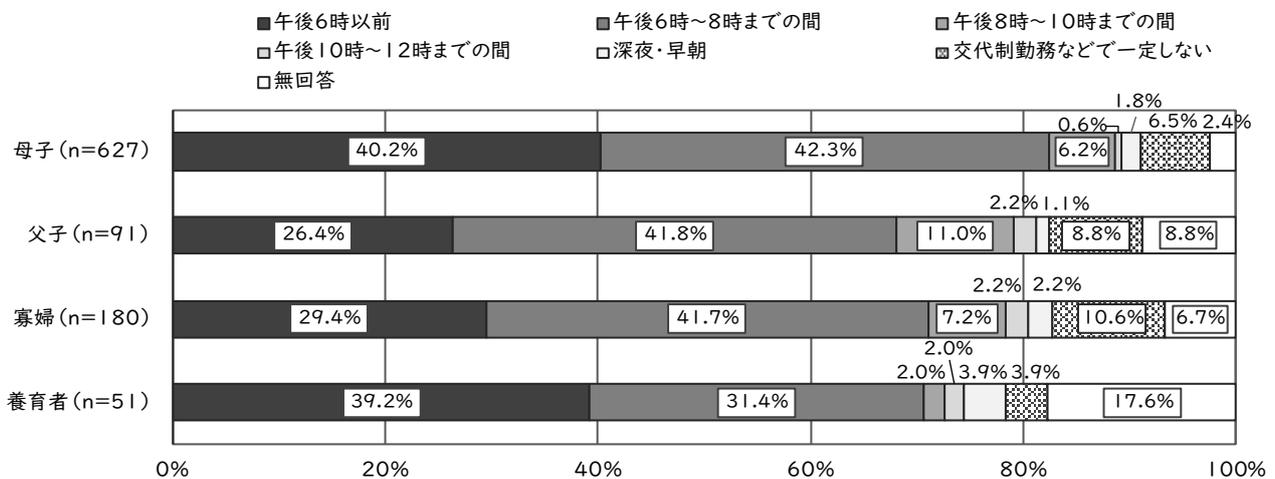
母子世帯では、「午後6時以前」に帰宅している割合が40.2%と高くなっており、「午後6時～8時までの間」の42.3%と合わせると82.5%が午後8時までには帰宅していることがわかります。父子世帯では、「午後6時以前」に帰宅している割合が26.4%と低く、「午後6時～8時までの間」の41.8%と合わせても午後8時までには帰宅している割合は68.2%と母子世帯よりも低くなります。寡婦世帯では、母子世帯よりも父子世帯に似た傾向が見られ、「午後6時以前」が29.4%、「午後6時～8時までの間」が41.7%で、午後8時までには帰宅している割合は71.1%となります。養育者世帯については、無回答が多いため比較が難しいところがありますが、「午後6時以前」に帰宅している割合が39.2%と高く、母子世帯と似た傾向にあると言えます。

図1-7-2と図1-7-3では、母子世帯と父子世帯の帰宅時間について2021年全国調査と比較しています。

図1-7-2の母子世帯について見ると、「午後6時以前」に帰宅する割合が全国よりも沖縄県が少し高くなっていますが、全体としてはそれほど大きな違いはありません。

図1-7-3の父子世帯についても、沖縄県の無回答が多いため比較が難しいところがありますが、全体としてはそれほど大きな違いはありません。

図1-7-1 あなたの帰宅時間(自宅で営業している場合には終業する時間)は、何時ごろですか



全国比較

図1-7-2【母子】あなたの帰宅時間（自宅で営業している場合には終業する時間）は、何時ごろですか

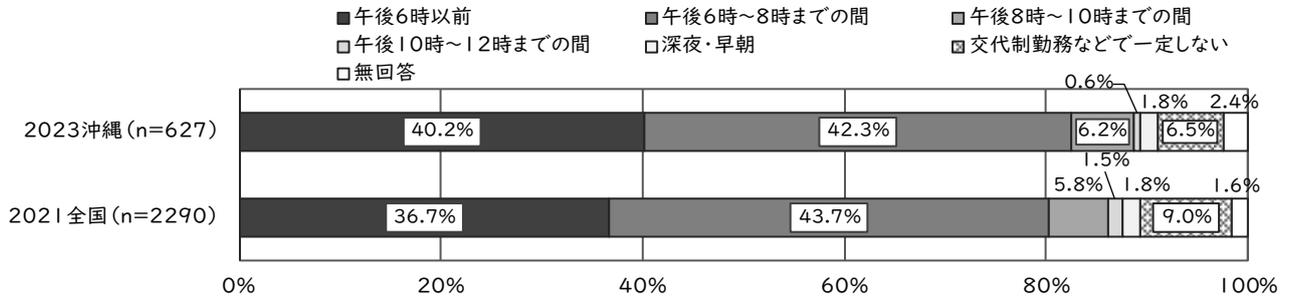


図1-7-3【父子】あなたの帰宅時間（自宅で営業している場合には終業する時間）は、何時ごろですか

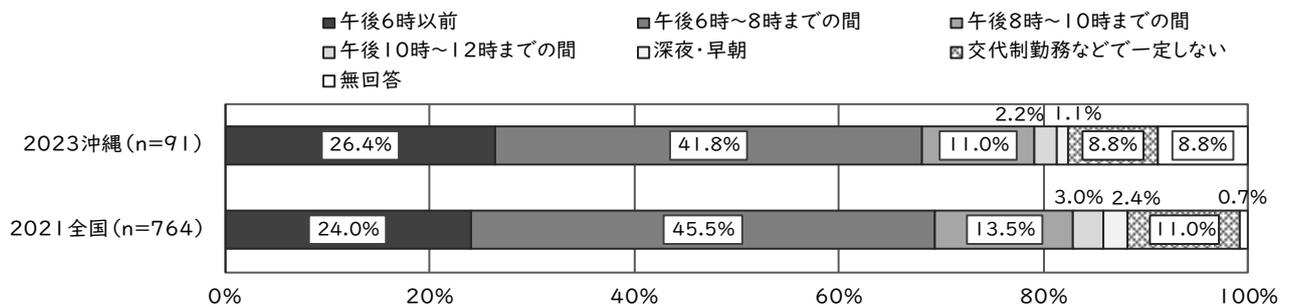
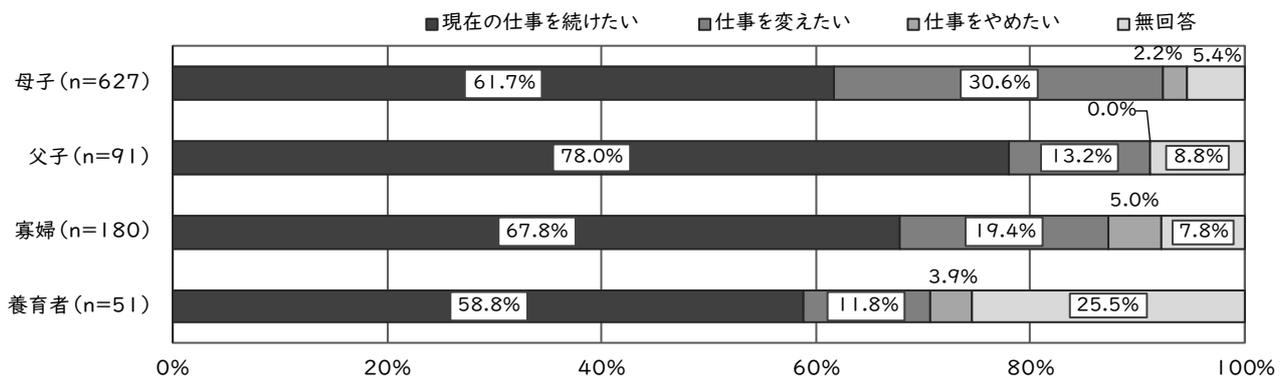


図1-8-1は、転職希望の有無について尋ねた結果です。

母子世帯では、30.6%が「仕事を変えたい」と回答しており、3分の1近くが転職を希望していることがわかります。他方、父子世帯では、78.0%が「現在の仕事を続けたい」と回答しており、「仕事を変えたい」と回答した割合は13.2%にとどまっています。母子世帯と比べて父子世帯は正規雇用率が高いなど、就労状況が安定していることがこうした違いの要因になっていると考えられます。寡婦世帯では、「仕事を変えたい」と回答した割合が19.4%と約2割あり、また「仕事をやめたい」という回答も5.0%あります。養育者世帯については、無回答が多いことには注意が必要ですが、「仕事を変えたい」と回答した割合は11.8%でそれほど高くはありません。

図1-8-2と図1-8-3では、母子世帯と父子世帯について、転職希望の有無を2021年全国調査と比較しています。図1-8-2の母子世帯では、「仕事を変えたい」と回答した割合が、全国の28.1%に対して沖縄県は30.6%と少し高くなっていますが大きな差はありません。図1-8-3の父子世帯では、「仕事を変えたい」と回答した割合が全国の16.4%に対して沖縄県は13.2%と少し低くなっています。

図1-8-1 あなたは現在、主な仕事について、転職する希望がありますか



全国比較

図1-8-2 【母子】あなたは現在、主な仕事について、転職する希望がありますか

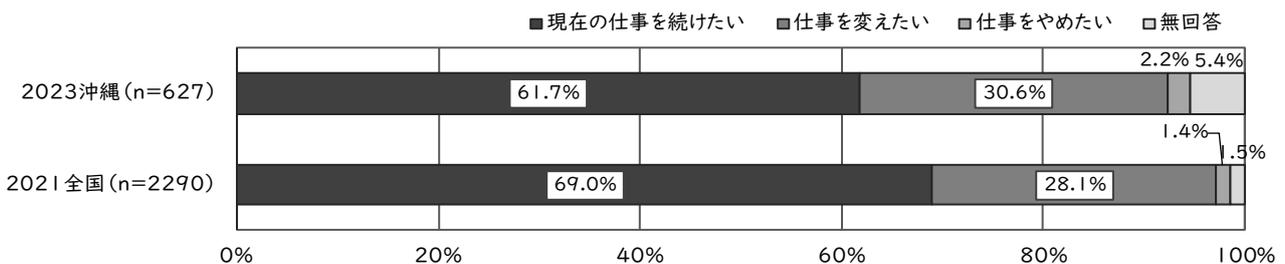
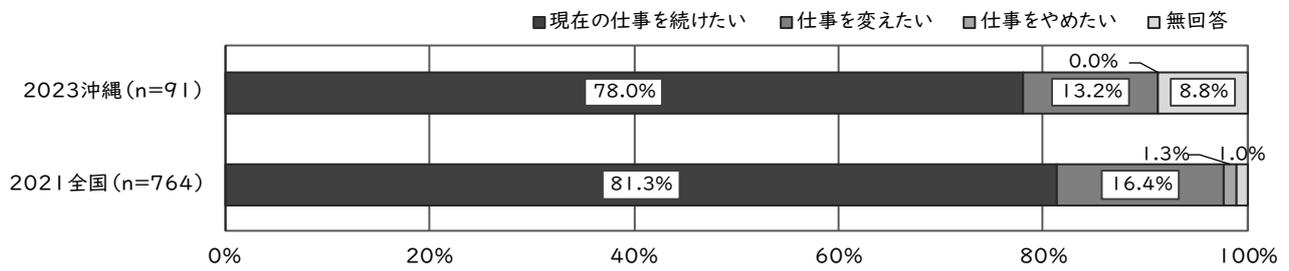


図1-8-3【父子】あなたは現在、主な仕事について、転職する希望がありますか



転職したい理由

図1-8-4では、転職希望を尋ねた質問において(先の図1-8-1から図1-8-3)、「仕事を変えたい」と回答した方に、転職したい理由(複数回答)を尋ねた結果を示しています。養育者世帯は回答数が少ないため省略しています。

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯のいずれも「収入がよくない」という回答が最も多く、収入面での不満が転職を希望する大きな理由となっていることがわかります。特に父子世帯では、「収入がよくない」の割合が66.7%と非常に高く、他にも「身分が安定していない」が25.0%と高くなっていることから、待遇面での不満が大きいと言えます。ただ、後の図1-8-8で見るように、転職を希望する最も大きな理由を回答する質問では、父子世帯では「収入がよくない」の割合がむしろ低くなっているため、収入面で不満を感じている割合が高いものの、必ずしもそれが転職を希望する最も強い要因になっているわけではないと考えられます。

母子世帯については、図1-8-5で転職したい理由を就業形態別に比較しています。「正規雇用」「非正規雇用」「自営業等」の3つに区分して見てみると、いずれも「収入がよくない」の割合が最も高いという点は共通しています。それ以外では、「社会保険がないまたは不十分」と回答した割合が非正規雇用で20.0%と特に高く、「身分が安定していない」と回答した割合は自営業等で44.4%と非常に高くなっています。

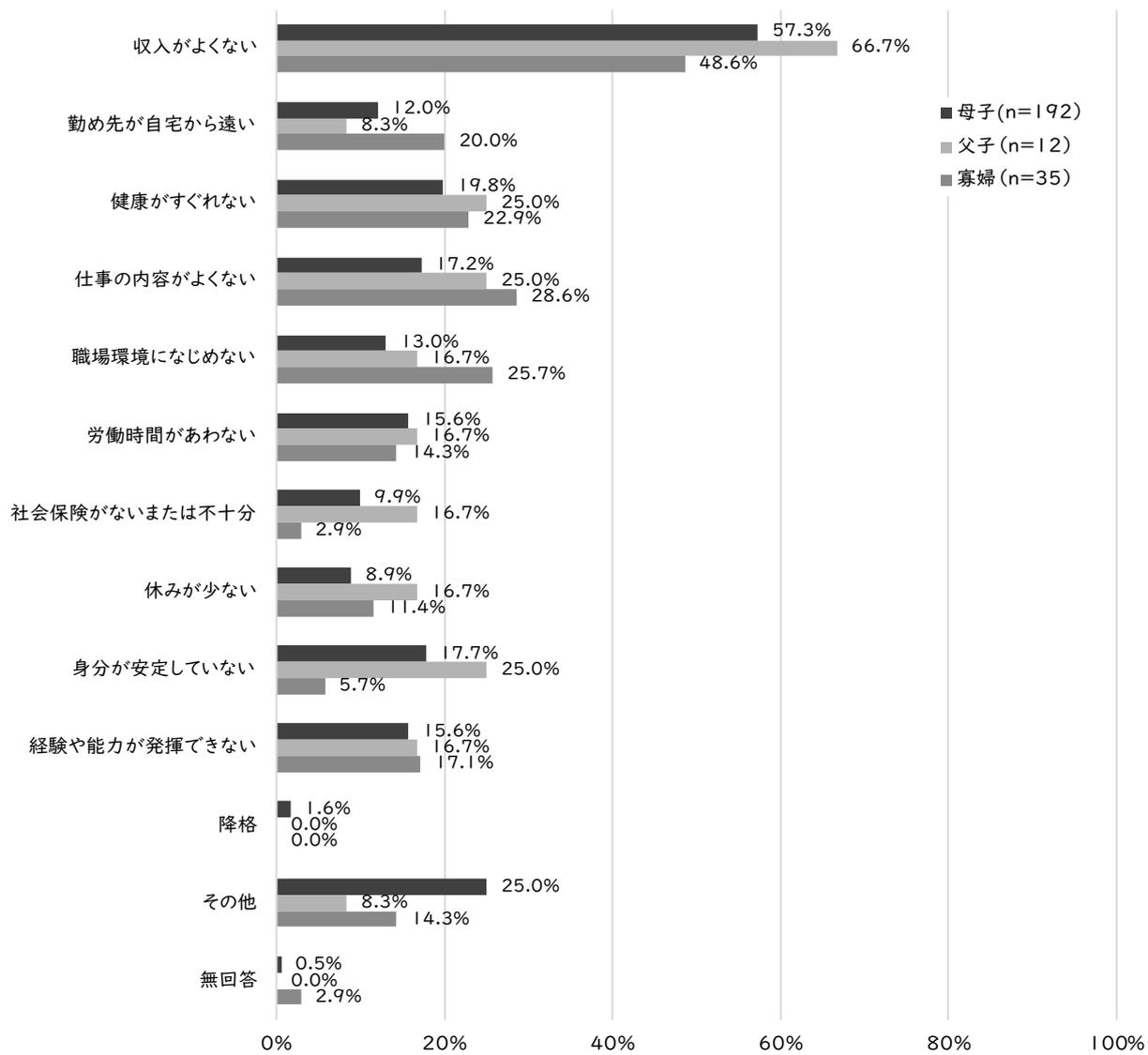
図1-8-6と図1-8-7では、母子世帯と父子世帯の転職したい理由を2021年全国調査と比較しています。

図1-8-6の母子世帯では、「収入がよくない」と回答した割合は、全国よりも沖縄県のほうが低くなっていますが、「仕事の内容がよくない」や「身分が安定していない」、「経験や能力が発揮できない」といった回答の割合は全国よりも沖縄県のほうが高くなっています。

図1-8-7の父子世帯では、「収入がよくない」と回答した割合は全国と沖縄県であまり変わりありませんが、「仕事の内容がよくない」と「身分が安定していない」の割合は全国よりも沖縄県のほうがかなり高くなっています。他方で、「勤め先が自宅から遠い」や「労働時間があわない」、「休みが少ない」の割合は、全国と比べて沖縄県が低くなっています。

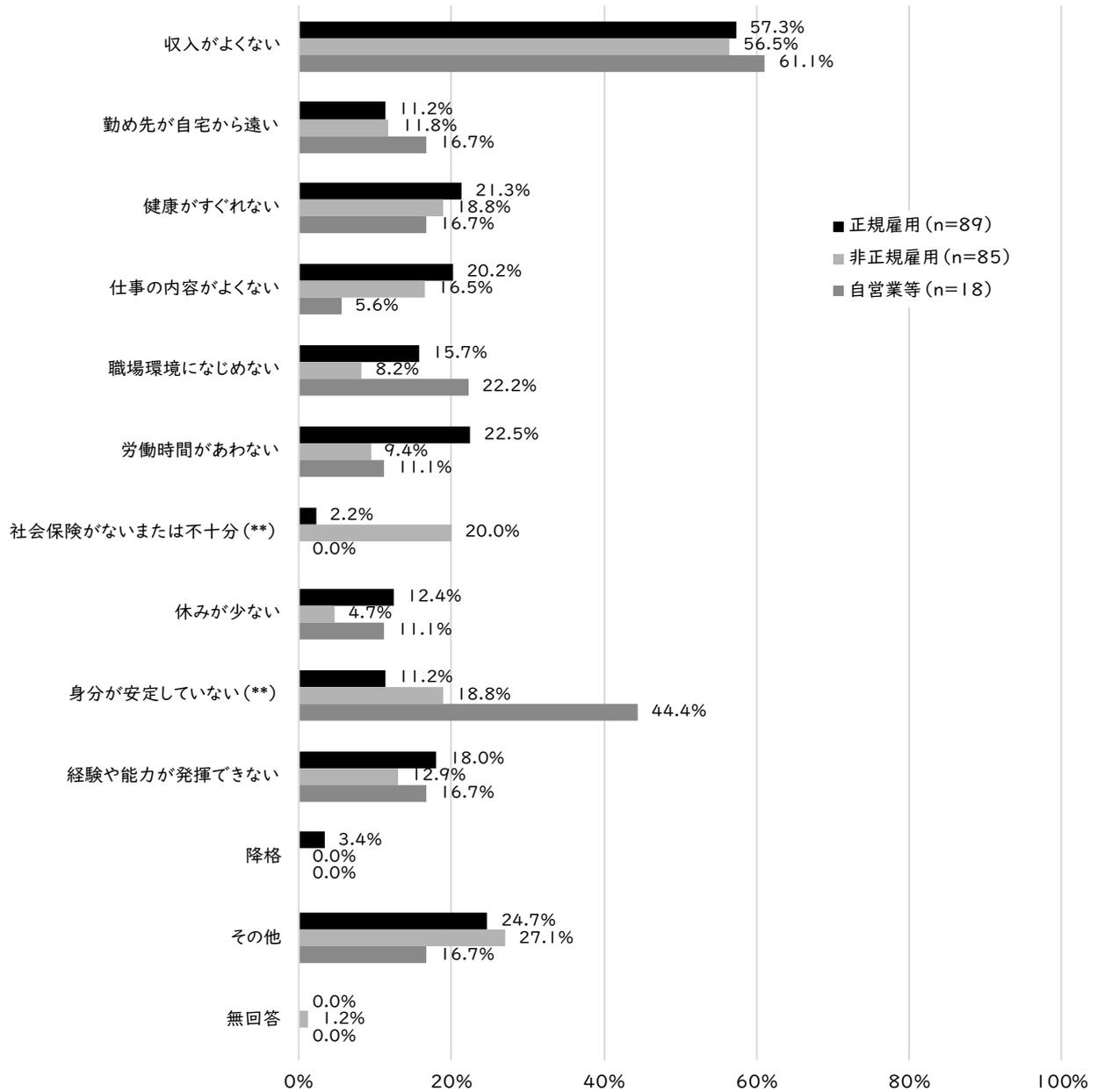
母子世帯、父子世帯ともに、沖縄県では、労働時間や休みなどの働き方よりも仕事の内容や待遇面での不満が転職を希望する要因になっていると考えられます。

図1-8-4 仕事を变えたいと答えた理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください



現在の就業形態別

図1-8-5【母子】現在の就業形態 × 転職したい理由（複数選択）



※「正規の職員・従業員」「会社などの役員」は正規雇用、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト等」は非正規雇用、「自営業」「家族従業者」「その他」は自営業等にまとめて集計した
 ※(**)は、 $p < 0.01$ 、(*)は $p < 0.05$ 、記載がないものは有意差なし

全国比較

図1-8-6 【母子】仕事を变えたいと答えた理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください

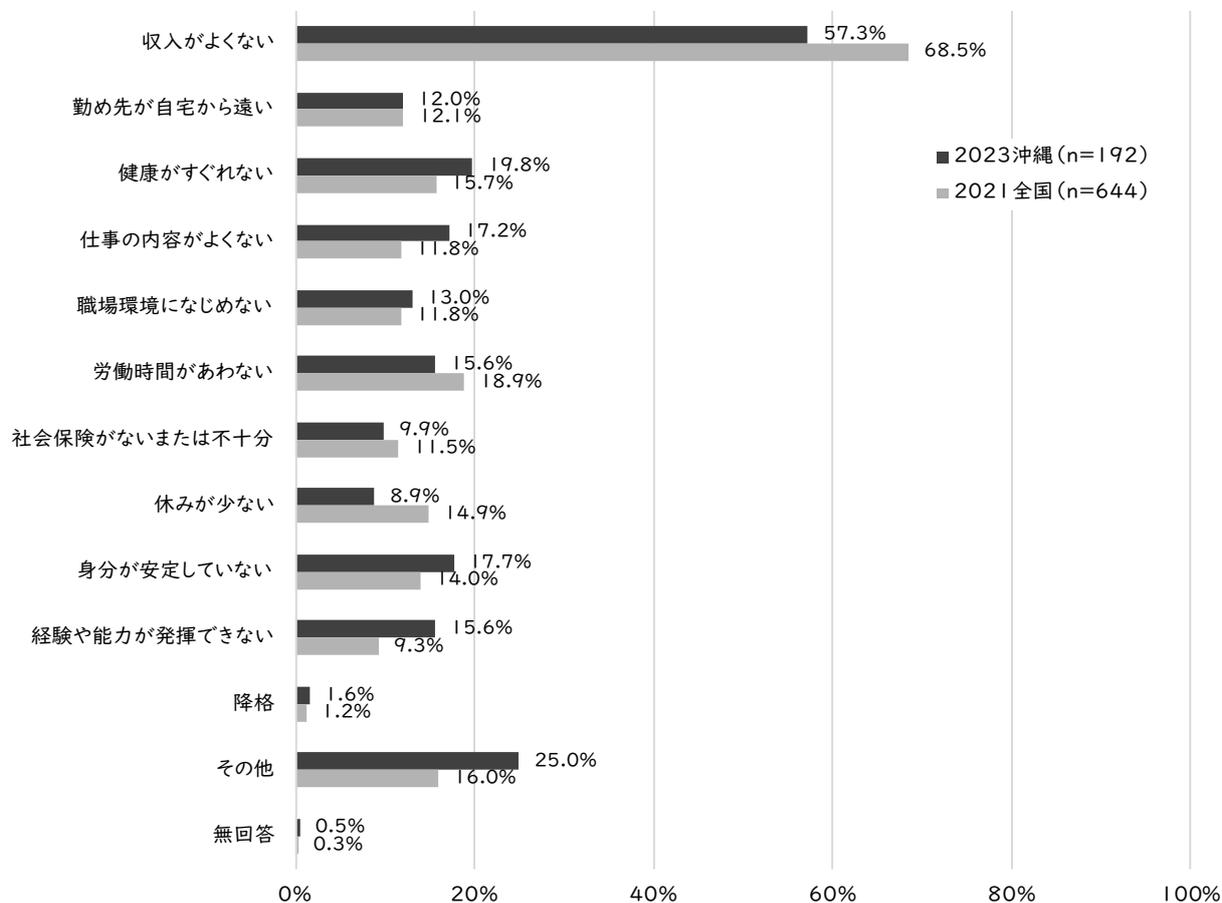
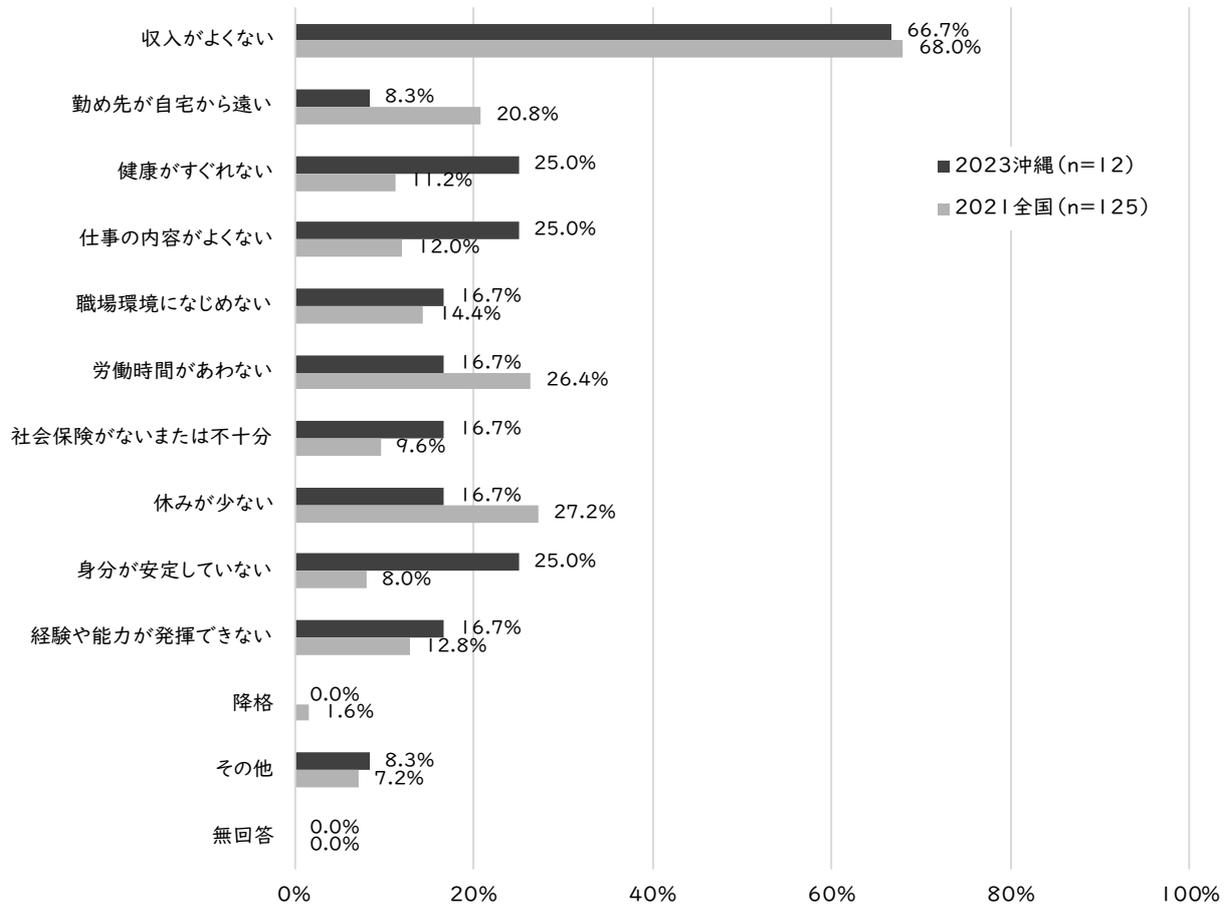


図1-8-7 【父子】仕事を变えたいと答えた理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください



転職したい理由のうち、もっとも大きな理由

図1-8-8では、転職を希望する最も大きな理由(1つのみ回答)を尋ねた結果です。養育者世帯については回答者数が少ないため省略しています。

母子世帯では、「収入がよくない」が38.0%と最も多くなっており、約4割が収入面での不満を最も大きな転職希望理由にあげています。父子世帯では、「収入がよくない」の割合は16.7%にとどまり、「経験や能力が発揮できない」が同じく16.7%になっています。母子世帯と比べて父子世帯は、転職希望理由が収入面での不満だけでなく仕事の内容や働き方などに分散していると言えます。

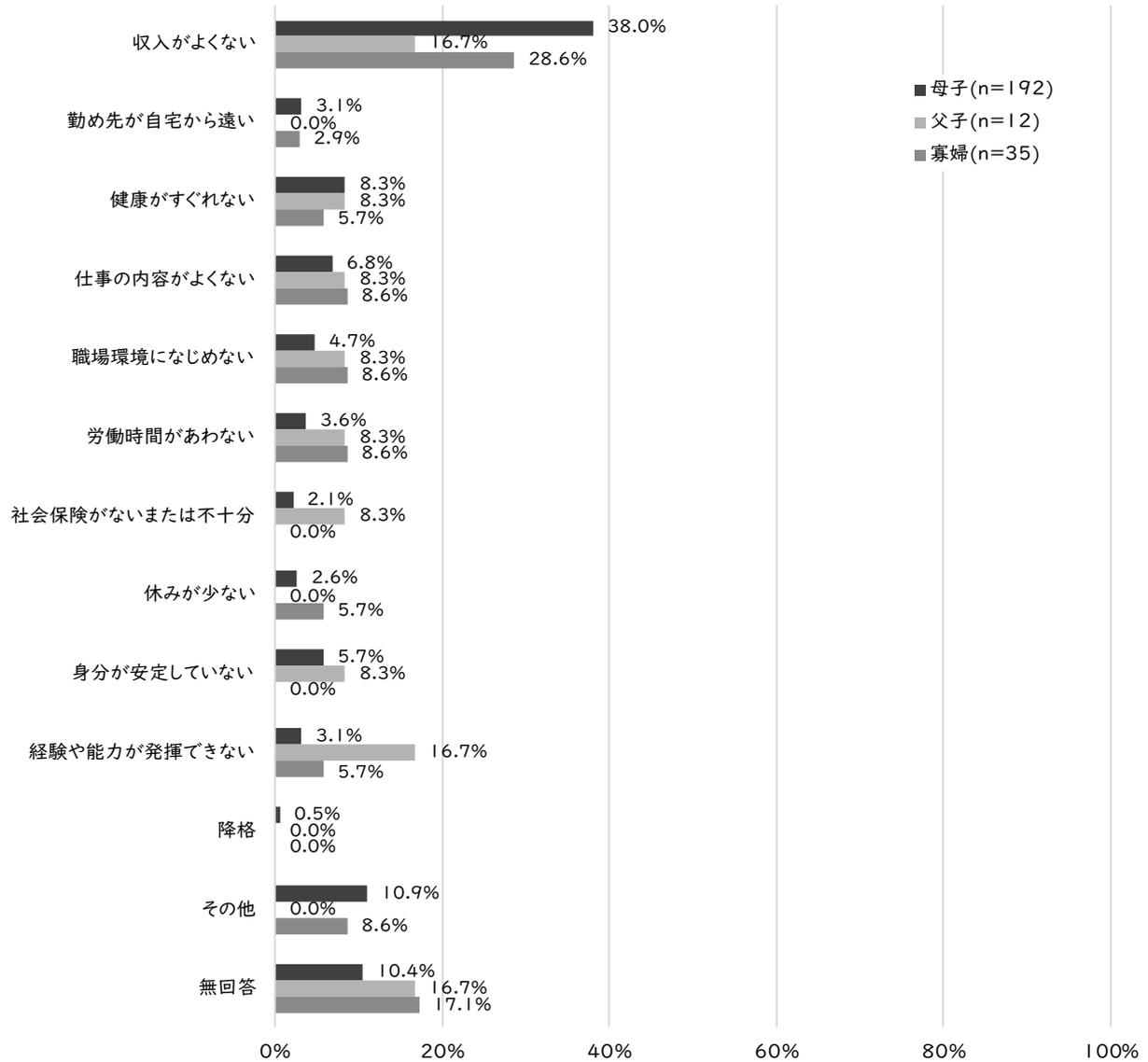
寡婦世帯については、「収入がよくない」が28.6%を占めており、母子世帯と似た傾向にあります。

図1-8-9と図1-8-10では、母子世帯と父子世帯について、転職を希望する最も大きな理由を2021年全国調査と比較しています。

図1-8-9の母子世帯では、「収入がよくない」の割合が全国49.4%に対して沖縄県が38.0%と沖縄県のほうが低くなっており、「健康がすぐれない」や「仕事の内容がよくない」、「身分が安定していない」などの割合が全国よりも沖縄県で高くなっています。

図1-8-10の父子世帯では、「収入がよくない」の割合が全国の48.0%に対して沖縄県が16.7%と、沖縄県のほうがかなり低くなっています。全国では「収入がよくない」の割合が約半分を占めているのに対して、上記の図1-8-8でも述べたように、沖縄県では、転職希望の理由が分散しています。ただ、沖縄県の父子世帯の回答者数が少ないため、この結果がどこまで一般的な傾向を示しているかは注意が必要です。

図1-8-8 仕事を変えたいと答えた理由のうち、もっとも大きな理由を選んでください



全国比較

図1-8-9【母子】仕事を变えたいと答えた理由のうち、もっとも大きな理由を選んでください

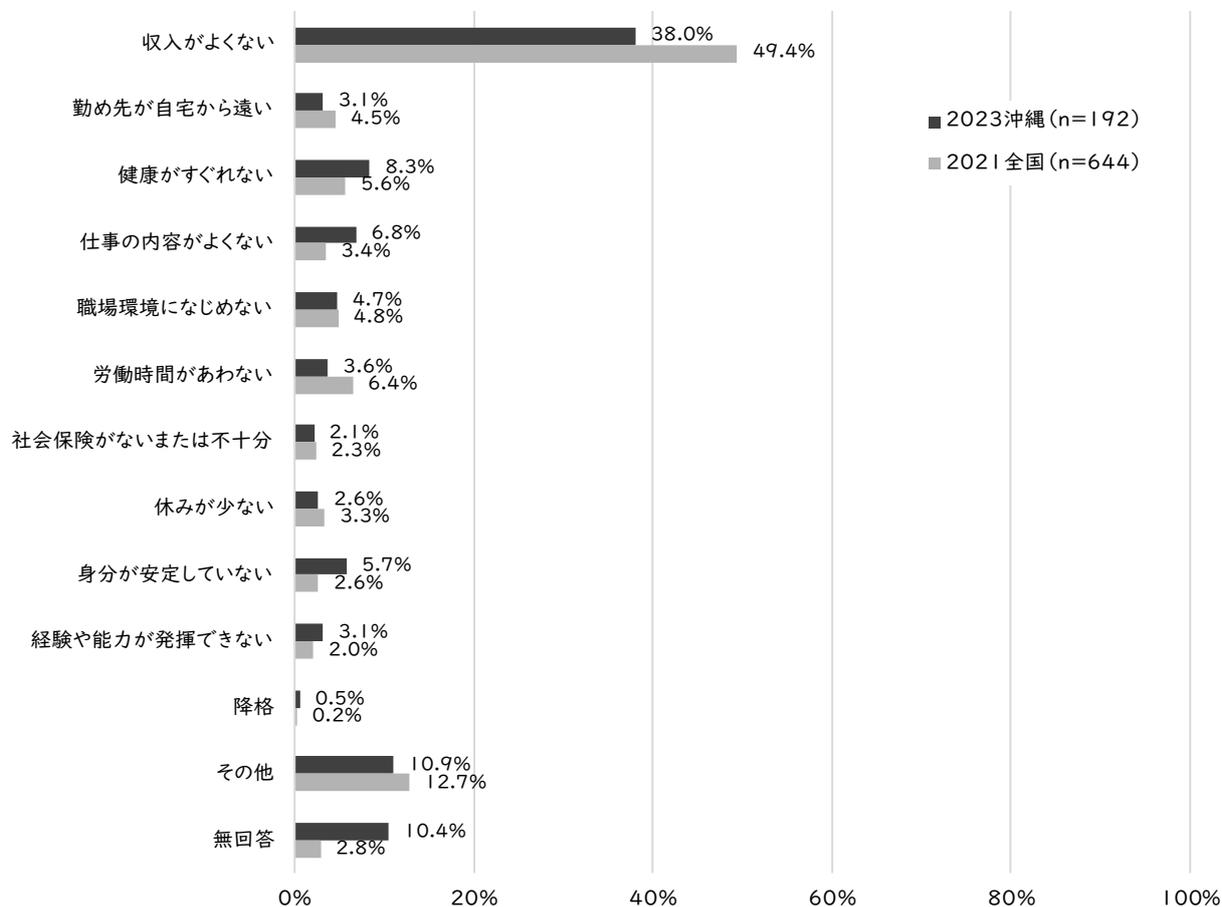
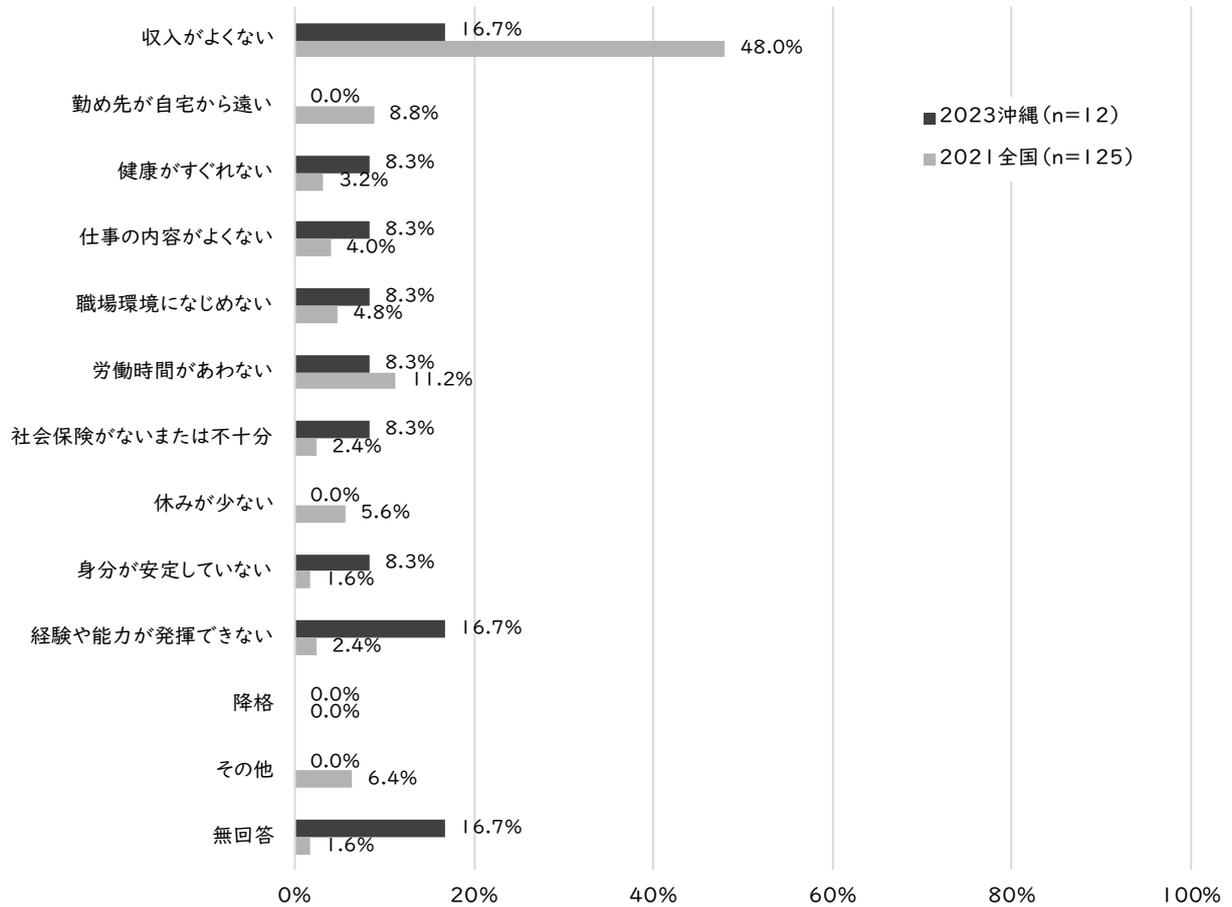


図1-8-10【父子】仕事を变えたいと答えた理由のうち、もっとも大きな理由を選んでください



第9節 副業の有無

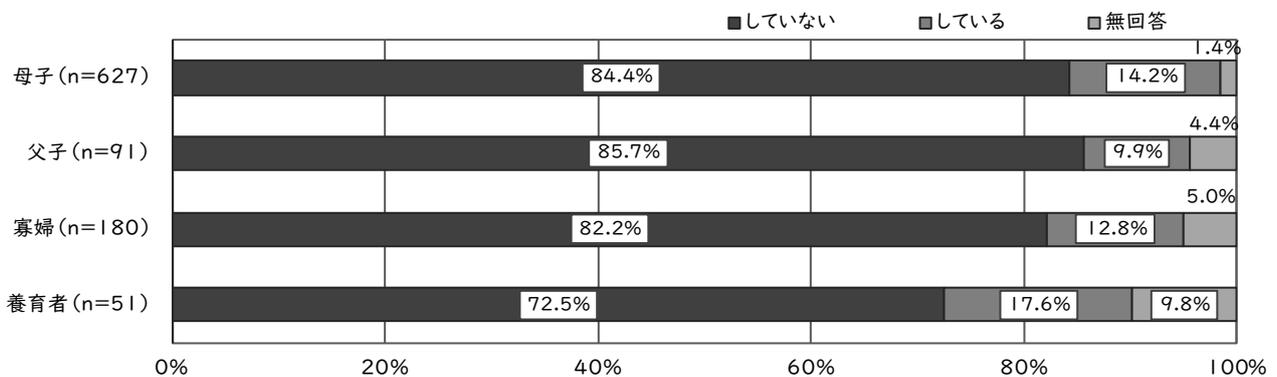
図1-9-1では、副業の有無について見えています。副業を「している」と回答した割合は、父子世帯が9.9%で最も少なく、養育者世帯が17.6%で最も多くなっています。母子世帯では14.2%、寡婦世帯では12.8%が副業をしており、どちらも父子世帯よりも副業率が高くなっています。やはり父子世帯と比べて、母子世帯や寡婦世帯、養育者世帯では非正規雇用に就いている割合が高いことから、収入の確保のために副業をする割合も高くなっていると考えられます。

図1-9-2と図1-9-3では、母子世帯と父子世帯について副業の有無を2021年全国調査と比較しています。

図1-9-2の母子世帯では、副業を「している」割合は、全国の7.2%に対して沖縄県は14.2%と約2倍高くなっています。

図1-9-3の父子世帯でも、副業を「している」割合は、全国の6.0%に対して沖縄県は9.9%と高くなっています。

図1-9-1 あなたは現在、主な仕事以外に別の仕事（副業）をしていますか



全国比較

図1-9-2 【母子】あなたは現在、主な仕事以外に別の仕事（副業）をしていますか

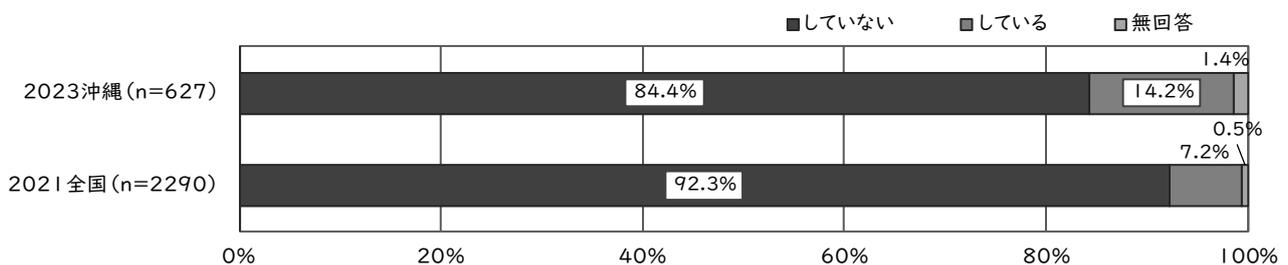
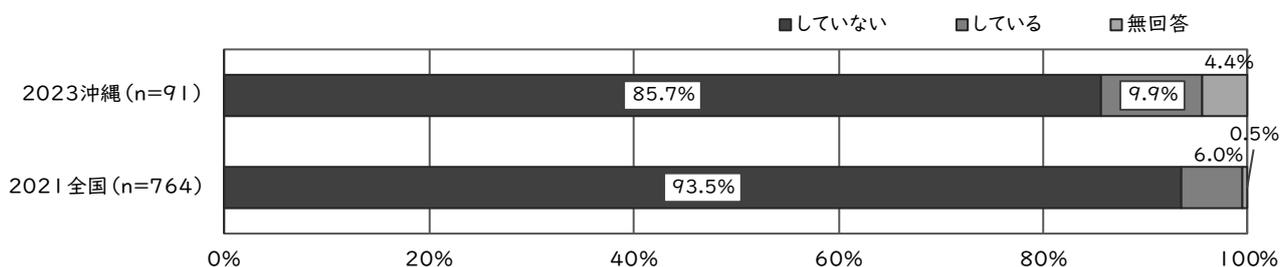


図1-9-3 【父子】あなたは現在、主な仕事以外に別の仕事（副業）をしていますか



第 1 章 考 察

第1章では、ひとり親世帯の就労状況について見てきました。ここでは、まとめとして特に母子世帯と父子世帯を中心に考察を加えたいと思います。

第1節から第3節では、ひとり親世帯になる以前から現在に至るまでの期間に、仕事や働き方にどのような変化があったかを見ました。ひとり親世帯になる以前には、父子世帯では約7割が正規雇用に使われていましたが、母子世帯では正規雇用の割合は3分の1程度にとどまり、半数近くは非正規雇用に使われていました。また、今回の調査では、ひとり親世帯になった前後で、母子世帯では約3分の2が、父子世帯では半数近くが仕事や働き方を変えており、特に母子世帯ではその後も複数回にわたって転職している割合が高いこともわかりました。父子世帯よりも母子世帯のほうが仕事を変えた割合や回数が高いのは、やはりひとり親世帯になる以前の就労状況で母子世帯のほうが非正規雇用に使われている割合が高いことが要因になっていると考えられます。母子世帯のなかでも、ひとり親世帯になる以前に非正規雇用に使われていた母親のほうが、正規雇用の母親よりも転職の割合と回数が多いことも確認できました。

母子世帯と父子世帯で、仕事の変化の内容が異なっていることにも注目する必要があります。母子世帯では、無職からの就職、パート・臨時から常勤への転換、勤務時間や仕事の数の増加、収入の多い仕事への転職のように、働く時間や働いて得られる収入を増やすための仕事の変化が目立っています。それに対して、父子世帯では、勤務時間や仕事の数の減少、常勤からパート・臨時への転換といった、むしろ働く時間を減らすための仕事の変化の割合が高くなっています。父子世帯では、収入の確保よりも、子育てや家庭内役割と仕事を両立させるための転職が多い傾向があると言えます。

また、ひとり親世帯になる以前の就労状況と現在の就労状況を比較してみると、母子世帯と父子世帯では異なる結果となりました。母子世帯では、ひとり親世帯になる以前は半数近くが非正規雇用で、正規雇用が3分の1程度でしたが、現在はその割合がほぼ逆転しており、半数近くが正規雇用で3分の1程度が非正規雇用になっています。ひとり親世帯になった後で転職をすることで、一定数の母親が非正規雇用から正規雇用へと移行していることが見て取れます。ただし、ひとり親世帯になる以前に正規雇用に使われていた母親の場合は約8割が現在も正規雇用で働いているのに対して、ひとり親世帯になる以前に非正規雇用で働いていた母親では現在正規雇用で働いている割合は約35%にとどまり、約半分は現在も非正規雇用で働いています。ひとり親世帯になる以前の職業経歴が現在の働き方に影響を及ぼしていることにも注目する必要があります。

他方、父子世帯では、ひとり親世帯になる以前と比べて現在のほうが正規雇用の割合が少し減少しています。正規雇用から非正規雇用や自営業等に仕事を変えた父親が数としてそれほど多いわけではありませんが、上で述べたように、父子世帯では、働く時間を減らすために仕事や働き方を変えていることが、こうした点にもあらわれていると考えられます。

第3節では、現在の就業形態と収入の関係についても見ました。上で述べたように母子世帯では、転職を経て正規雇用に使われている割合が増加していますが、沖縄県では正規雇用でも約6割が年間の就労収入が300万円未満にとどまっています。非正規雇用や自営業等では、さらに就労収入が低い傾向にあり、就労していたとしても安定した収入を得ることが容易ではないことがうかがえます。また、沖縄県では父子世帯の就労収入が、全国と比較して非常に低いことにも注目する必要があります。全国的には、父子世帯で父親が正規雇用に使われている場合には、比較的安定した収入を得ていることが多いと言えますが、沖縄県では、父親が正規雇用であっても約4割が300万円未満の就労収入しか得ていません。上で見たように、父子世帯では働く時間を減らすために仕事や働き方を変える傾向が見られましたが、これは必ずしも経済的に余裕があるためではなく、むしろ経済的にも時間的にも余裕がない中で、仕事と家庭内役割との両立を図るためのやむを得ない選択として行われているのではないかと推察されます。

第4節では、どのような職業に就いているかを分析しました。母子世帯では、約3割が「事務従事者」として働いており、これは全国と比較しても高い割合となっています。他方、製造業が少ないという沖縄県経済の特性を反映して、母子世帯では「生産工程従事者」の割合が全国と比べて非常に少なく、このことが「事務従事者」の割合を高める要因の一つにもなっていると考えられます。また、「事務従事者」の割合が高いために、第6章の第4節で見るように、取得している資格あるいは取得したい資格として、医療事務や簿記、パソコン基礎・応用などの割合が高くなっていると考えられます。

父子世帯では、「専門的・技術的職業従事者」が約2割と最も多く、その他にも「管理的職業従事者」や「サービス職業従事者」、「建設・採掘従事者」、「その他の就業者（個人事業主）」などに職業が分散しています。

第5節では、現在「不就業」の方のうち「就職したい（求職中でない）」と回答した方の就職していない理由を見ました。今回の調査では、母子世帯、父子世帯ともに9割以上が就労しており、就労率は非常に高いと言えます。また、母子世帯の現在不就業となっている母親でも、約4分の3が就職を希望しています。他方で、就職できない理由では、「病気（病弱）で働けない」や「子どもの世話をしてくれる人がいない」といった理由が多くなっており、働く意欲があっても現実には働くことが困難な状況にあることがわかります。

第6節と第7節では、就業時間と帰宅時間を見ました。1週間に40時間以上就業している割合でみると、母子世帯では41.9%、父子世帯では64.9%となっており、父子世帯の就業時間のほうが長い傾向にあります。ただ、父子世帯の就業時間は、子育てをする父親一般と比べるとそれほど長いわけではありません。たとえば、2021年の沖縄県子ども調査では、0～17歳の子をもつ父親の40.1%が1週間に50時間以上働いているという結果が出ています（※1）。今回の調査の父子世帯では、50時間以上働いている割合は16.5%と、それと比べて低くなっていることから、父子世帯は、子育てや家庭内役割との両立を図るために就業時間を抑えるよう努めているのではないかと考えられます。母子世帯については、2021年調査の0～17歳の子をもつ母親と比べてみましたが、就業時間の分布に目立った違いはありませんでした。これはもともと母親のほうが子育てや家庭内役割と両立できる範囲で働く傾向が強いからだと考えられます。

帰宅時間についても、就業時間と連動して、母子世帯のほうが帰宅時間が早く、父子世帯のほうが遅い傾向にあることがわかりました。特に比較的的に帰宅が早いと言える午後6時までに帰宅している割合で見ると、母子世帯では40.2%、父子世帯では26.4%と大きな差があります。ただ、父子世帯でも68.2%と7割近くが午後8時までに帰宅しています。正確な比較ではありませんが、2016年の沖縄県高校生調査では、高校2年生の父親で午後8時までに帰宅する割合は61.6%となっており、それと比較すると父子世帯の帰宅時間は少し早い傾向があると言えます（※2）。帰宅時間についても、子育てや家庭内役割との両立を図るために、父子世帯は帰宅時間が遅くならないよう努めているのではないかと考えられます。

第8節では、転職希望の有無とその理由について考察しました。母子世帯と父子世帯を比べると、母子世帯のほうが転職を希望する割合が高く、約3割に及びます。また、母子世帯については、正規雇用、非正規雇用、自営業等の就業形態別に見ても、いずれも半数以上が「収入がよくない」ことを理由の一つとしてあげており、収入面での不満が強いことがうかがえます。また、非正規雇用では社会保険が不十分であること、自営業等では身分が不安定であることを転職希望の理由としてあげた割合が高くなっています。

父子世帯については、転職希望の理由を複数回答で尋ねた質問では、「収入がよくない」という理由をあげた割合は66.7%と非常に高くなっていますが、転職希望の最も大きな理由を1つだけ尋ねた質問では、「収入がよくない」と回答した割合は16.7%にとどまっています。父子世帯では、収入面での不満はあるものの、それが転職を考える最も強い理由とはなっておらず、仕事の内容などへの不満のほうが大きな理由になっていると考えられます。ただし、父子世帯の回答者数が少ないため、今回の調査の結果をどこまで

第 1 章 考 察

一般化できるかは注意が必要です。第3節で見たように、沖縄県の父子世帯の収入水準が全国と比べて低いことを考えると、収入面での不満が決して小さいわけではないと考えられます。

第9節では、副業の有無について見ました。副業をしている割合は、父子世帯と比べて、母子世帯、寡婦世帯、養育者世帯で高くなっており、やはり収入の確保のために副業をする必要性が高くなっていると考えられます。また、全国と比較しても、母子世帯、父子世帯ともに副業率が高くなっていますが、特に母子世帯では全国の2倍と非常に高くなっています。

※1 「令和3年度沖縄県子ども調査報告書」第1章第5節、ただし無回答を除いた集計での割合であるため、無回答を入れた場合には少し割合が下がると考えられます。

※2 「沖縄県子どもの貧困実態調査事業・報告書(平成29年)」2章「沖縄県高校生調査について」、帰宅時間の回答項目が異なるため、「19時以前」と「19~20時」の割合を合計し、午後8時までの帰宅割合として比較を行っています。